

令和5年2月定例会 教育長報告

◆ 2月の主な活動

- 3日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 24日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

◆ 3月の主な予定

- 10日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 23日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

議案第26号

新自然の家移転整備基本計画の策定について

新自然の家移転整備基本計画を、次のとおり策定する。

令和5年2月3日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 両河内地区における新たな自然の家の整備に向け、新自然の家移転整備基本計画を策定しようとするものである。

1. 背景

旧清水和田島自然の家は、昭和50年の開設から40年以上市民に親しまれてきましたが、耐震性能の不足等により、平成31年（2019年）4月から休館しており、現在、小中学校の集団宿泊教室は、県内の青少年教育施設で実施されています。

当施設は、小学生を中心として多くの青少年に利用される施設でしたが、メインプログラムの提供時期以外の閑散期の利用や今後の人口減少に伴う青少年利用の減少等の課題がありました。

一方、移転予定地は、自治会によるまちづくりの取組や今後整備を予定されている両河内スマートIC(仮称)などにより交流人口の拡大が期待される地域です。

そうした背景を踏まえ、未来を担う全ての青少年の成長に不可欠な自然体験を通して、心身ともに健やかに成長するための活動の場、また、市民が自然に慣れ親しむ場として活用できる施設の整備、さらに両河内地域の体験や交流の拠点施設として、地域と連携した持続可能な取組による賑わいの創出を目指し、「新自然の家移転整備基本計画」を策定します。

2. 基本理念（目指す姿）

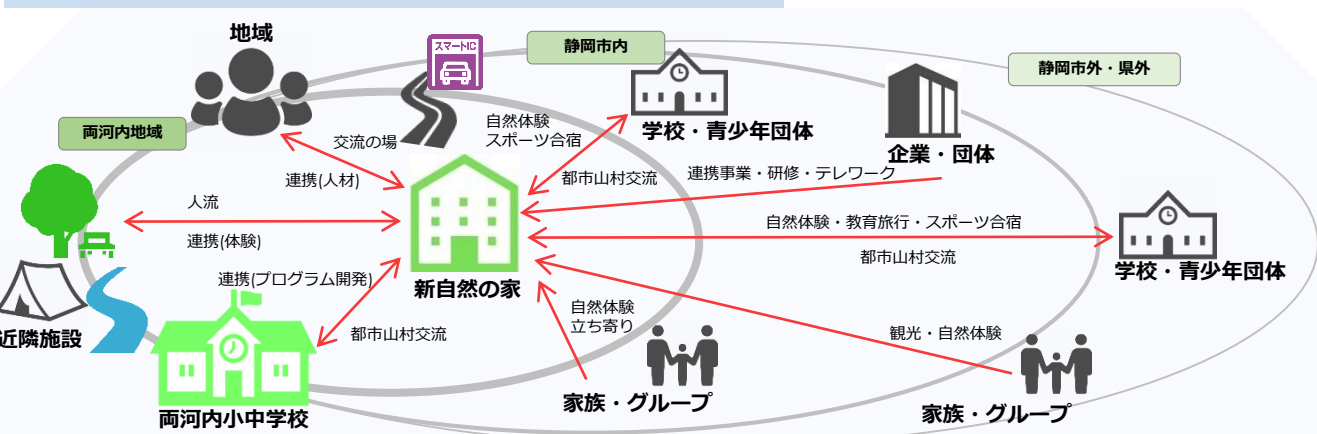
たくましくしなやかな子どもたちの教育を支援するとともに
豊かな自然環境や地域の個性を活かし両河内の賑わいを創出する

たくましくしなやかな子どもたちの育成

自然環境	自然体験	文化交流体験
		
豊かな心・感性を育む 豊かな自然で五感を磨く	粘り強く立ち向かう姿勢を持つ チャレンジ精神を持って取り組む	文化を学びローカルの魅力を知る 交流を通して多様な価値観、視点を知る

豊かな自然や様々な体験を通して「たくましくしなやかな子どもたち」の育成に取り組みます

両河内地域の賑わい創出



地域住民や観光等の来訪者が立ち寄りで利用できる機能 (コミュニティカフェ・バー機能、イベントスペース機能、料理教室など)
 近隣施設との相互利用による人流の創出 (やませみの湯、森林公園、J-STEP、キャンプ適地など)
 子どもから大人まで多世代の人が集う仕組み (スポーツ大会の開催、シェアオフィス、テレワーク環境整備など)



地域のコミュニティスペースとしての機能と様々な来訪者を受け入れる機能を併せ持つことで、地域と来訪者の交流を生み出す空間を創り出し、学校に子どもたちが集っていた頃のような賑わいのある施設を目指します

3. 目指す姿を実現するための基本的な考え方（〇ハード・●ソフト）

方針1 青少年教育・学校教育を支援する施設としての整備

- 学校などの集団宿泊体験に対応した宿泊等機能の整備
- 学校教育と連携した自然体験プログラムの提供や支援体制の構築
- 両河内ならではのコンテンツを通じた文化交流体験の提供や地域との連携体制の構築
- 集団生活における規則やルールを学ぶ自然体験、社会体験活動の提供

方針2 体験・交流の拠点施設としての整備

- 少人数グループの宿泊利用に対応した宿泊等機能の整備
- 日帰りや立ち寄りでの利用に対応した機能の整備
- 企業や個人に向けテレワーク等に対応した施設やネット環境等の整備
- 地域独自のコンテンツ（自然、文化、人材）の価値を向上させる取組
- 子どもから大人まで様々な学び、体験を享受できる仕組み、体制の構築

4. 施設計画

147年の歴史を持つ「清水西河内小学校」を学校の雰囲気を残しながら自然の家に改修します。近隣には、「清水森林公園」や「やませみの湯」が立地するほか、両河内スマートIC(仮称)の整備が計画されています。

- 宿泊定員 150名程度
- 敷地面積 10,230㎡程度
- 延床面積 3,749㎡程度



配置計画図及び既存施設状況



5. 導入機能

導入機能	機能の考え方	設備内容
宿泊機能	<ul style="list-style-type: none"> 学校の集団宿泊に対応できる機能 青少年団体の他、少人数グループの利用に対応できる機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊室・食堂・浴室 ・ 洗面所・トイレ 等
多目的機能	<ul style="list-style-type: none"> 室内運動やレクリエーションを行うことができる機能 音楽等の文化的活動を行うことができる機能 各種研修や会合を行うことができる機能 ネット環境を使ったテレワーク等に対応できる機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館・食堂 ・ 交流室(カフェバー) ・ イベントスクエア ・ 宿泊室 等
交流機能	<ul style="list-style-type: none"> 利用者同士や地域住民とのコミュニケーションを促す機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流室(カフェバー) ・ 談話スペース ・ イベントスクエア 等
情報発信機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域コンテンツ(文化・歴史・人材)を発信する機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流室(カフェバー) ・ ホール 等
野外活動機能	<ul style="list-style-type: none"> 体験プログラムを通し自然体験を行うことができる機能 屋外運動やレクリエーションを行うことができる機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外炊飯棟 ・ グラウンド ・ 炭焼き体験施設 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーへの対応やユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、どなたでも利用しやすい機能 災害時等の緊急時に、避難者を受け入れることができる機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設全体

(施設の整備イメージ)

宿泊室



大人数での利用に対応する居室
和室では、集会等のフリースペースとしての利用も想定

1～3名程度の家族・グループ利用に対応する居室
ワーケーション等の利用も想定



カフェバー



地域のコミュニティカフェとしての利用や、地域住民・利用者の交流場所としての機能を計画。ナイトタイムは、懇親利用のためアルコール等の提供も想定

イベントスクエア



憩いの場としてのフリースペース
地域の野菜市・夜間の星座観察・映画の野外上映等の会場としての利用や屋外でのテレワーク利用等を想定

6. 年間を通じた利用に向けた取組

学校利用

- ・ 両河内スマートIC(仮称)の整備に伴うアクセスの向上による、市内全域及び近隣市町村からの利用受入
- ・ 低年齢層向けのプログラムの提供による幼稚園等の利用拡大
- ・ 屋内プログラム等の充実による雨天時対応の強化

団体利用

- ・ 体育館、グラウンド等を活用したスポーツ団体、文化系団体の合宿利用受入
- ・ サッカー、バスケットボール等各種スポーツ大会の開催
- ・ 民間団体等による各種イベント会場利用の誘致

企業利用

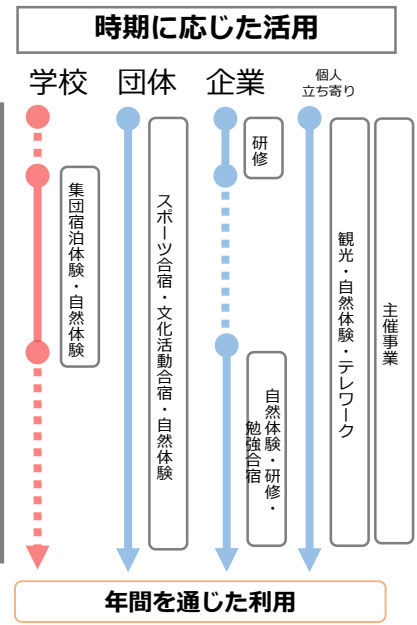
- ・ 企業と連携した体験事業や教育事業の実施
- ・ 自然体験を通じたチームビルディング研修の提案
- ・ 市長部局や旅行事業者との連携による県外からの教育旅行の利用受入

個人利用

- ・ 地域住民、近隣施設、旅行事業者等との連携による地域周遊型企画やグリーンツーリズム企画の実施
- ・ 秋季、冬季事業の開発(炭焼き体験・星座観察・オリエンテーリング・サイクリング等)
- ・ 交流室やイベントスクエア等の施設を活用したミニコンサート等の地域利用の創出
- ・ 施設内のネット環境を活用したテレワーク等の利用の創出

立ち寄り利用

- ・ 地域観光資源の情報発信や周遊ルートの提案
- ・ 地域住民のお茶飲みスペースや交流の場としての場所の提供
- ・ 特産品等の展示販売やマルシェイベントの開催



7. 運営体制に関する検討

運営体制について、直営方式・指定管理者方式のメリット・デメリットを精査し方向性を定めます。なお、検討にあたっては新たな自然の家が、青少年教育施設及び地域の拠点施設として機能するため、次のことに留意し、検討を進めます。

- (1)市の社会教育施策の方向性や意図を正確に体现できる体制
- (2)学校教育と連携したプログラムの提供や支援体制
- (3)地域社会と連携し、地域の魅力発信や振興に寄与する取組の実施
- (4)多様化するニーズに柔軟に対応ができる体制
- (5)社会教育や野外体験活動に対する専門性を持つ人材の確保
- (6)利用者に価値のある体験を提供するための研究、研修体制の確立

8. 暫定事業スケジュール

内容	年度			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
校舎改修		設計	工事	
土砂対策	詳細設計	工事		
旧自然の家解体	解体事前調査 解体設計		解体工事 用地返却	

令和7年4月
供用開始予定

新自然の家移転整備 基本計画

令和5年1月

静岡市教育委員会

目次

1. はじめに.....	2
2. 計画概要.....	3
(1) 背景と目的.....	3
(2) 旧和田島自然の家の概要.....	4
(3) 上位計画における位置付け.....	10
(4) 市立小学校児童数の状況.....	14
(5) 検討経過.....	14
(6) 移転予定地及び周辺の状況.....	24
3. 施設整備の考え方.....	27
(1) 施設整備に向けた課題整理.....	27
(2) 目指す姿.....	29
(3) 目指す姿を実現するための基本的な考え方.....	31
4. 施設計画や導入機能について.....	32
(1) 施設整備計画.....	32
(2) 導入機能・施設の考え方.....	34
(3) 施設規模等.....	34
(4) 施設整備の考慮事項.....	34
(5) 導入機能の検討.....	35
(6) 主な施設の整備方針.....	36
5. 利用促進に向けた取組.....	39
(1) 年間を通じた活用について.....	39
(2) 利用者数目標について.....	40
(3) 体験活動の内容等について.....	41
(4) 施設の管理運営等について.....	42
6. 管理運営手法について.....	43
7. 事業スケジュール.....	44

1. はじめに

清水和田島自然の家(以下、「旧和田島自然の家」という)は、昭和 50 年に旧清水市制定 50 周年記念事業として、美しい緑・澄み切った空気・清らかな清流といった自然環境に恵まれた立地に社会教育施設(青少年教育施設)として開設されました。

開設以来、旧和田島自然の家は青少年教育施設として、自然の素晴らしさや厳しさにふれながら自然に親しむ心や社会性、たくましく生きる力を育て、野外活動や宿泊活動を通して、青少年の健全な育成を図ることを目的として活用されてきました。

本市には、旧和田島自然の家と南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家(以下、「井川自然の家」という)の2つの自然の家が設置されており、旧和田島自然の家では主に小学4年生が1泊2日で興津川流域の清流を活かした体験活動の場として、井川自然の家では主に小学5年生が2泊3日で南アルプスの豊かな自然環境を活かした体験活動の場として、集団宿泊体験を行う施設として用途を棲み分け活用されてきました。

また、年間を通して周辺の自然環境を活かした主催事業を実施し、家族やグループにも多くのご利用をいただいております。

しかし、施設の整備から 40 年以上が経過し、老朽化による施設の劣化が激しいことや耐震性能が不足していることから、平成 31 年(2019 年)4月から利用の受け入れを中止しております。

2. 計画概要

(1) 背景と目的

旧和田島自然の家は、昭和 50 年の開設から 40 年以上市民に親しまれてきましたが、メインプログラムの提供時期以外の閑散期の利用や今後の人口減少に伴う青少年利用の減少等の課題がありました。

また、施設の劣化や耐震性能の不足等により、平成 31 年(2019 年)4 月から休館しており、これまで本施設で行われてきた小中学校の集団宿泊体験は、県内の他の青少年教育施設で実施されており、両河内の豊かな自然や興津川流域の清流を活かした沢登り体験や静岡型小中一貫教育の特色であるしずおか学における、オクシズ学習の実践の場の提供ができていない状況です。

そんな中、旧和田島自然の家が立地する清水区両河内地区において、清水中河内小学校、清水西河内小学校、清水和田島小学校、清水両河内中学校の4校の統合による、施設一体型小中一貫校「静岡市立清水両河内小中学校」の設置検討が進捗し、使われなくなる校舎の跡地活用と旧和田島自然の家の再整備が一体的に検討され、両河内自治会からも西河内小学校跡地への自然の家整備に関する要望書も提出されました。

両河内地域は、自治会によるまちづくりの取組や今後整備を予定されている両河内スマート IC(仮称)などにより交流人口の拡大が期待される地域であります。

そうした背景を踏まえ、未来を担う全ての青少年の成長に不可欠な自然体験を通して、心身ともに健やかに成長するための活動の場、また、市民が自然に慣れ親しむ場として活用できる施設の整備、さらに両河内地域の体験や交流の拠点施設として、地域と連携した持続可能な取組による賑わいの創出を目指し、「新自然の家整備基本計画」を策定します。

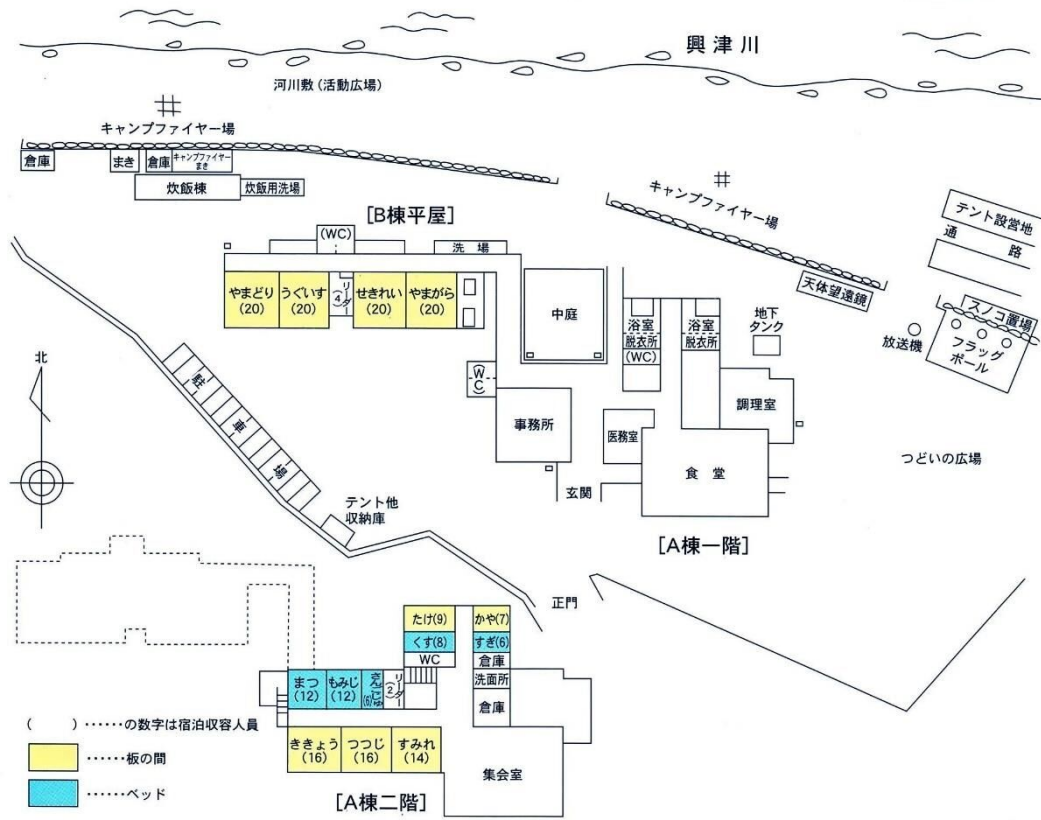
(2) 旧和田島自然の家の概要

① 施設概要



所在地	静岡市清水区和田島 271-3
区域区分	都市計画区域外
敷地面積	約 5,299 m ²
延床面積	約 2,026 m ²
用途	宿泊施設
建築年度	昭和 49 年 (1974 年)
受入可能人数	192 人
主な施設	宿泊室、食堂、厨房、浴室、保健室、事務室、集会室、つどいの広場、野外炊事場ほか
運営方式	直営方式
年間利用者数 (平成 29 年度)	17,095 人 (延べ利用者数)

静岡県清水和田島少年自然の家 建物・敷地図



食堂



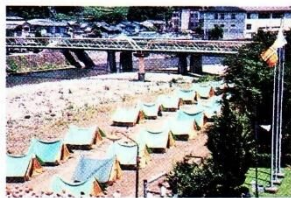
板の間宿泊室



集会室



ベッド宿泊室



河川敷



炊飯棟

② 施設の設置目的

旧和田島自然の家は、静岡市自然の家条例(以下、自然の家条例という)に定められた施設であり、設置の目的について、以下のように定められています。

「静岡市は、少年を自然に親しませ、少年に対し自然環境の中で集団訓練を行い、野外活動、自然探究等を通じて、豊かな情操を培い、心身ともに健全な育成を図るとともに、市民に自然探究その他の自然に関する学習の機会を提供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、自然の家を設置する(静岡市自然の家条例第1条)」

(現在は、条例中に旧和田島自然の家についての記載はありません。)

③ 利用対象者

施設の利用対象者について、年齢や団体・個人の別等による制限は無く、どなたでも利用可能です。ただし、自然の家条例において、利用の不許可について、以下のとおり定められています。「教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、自然の家の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 自然の家の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(静岡市自然の家条例第10条)」

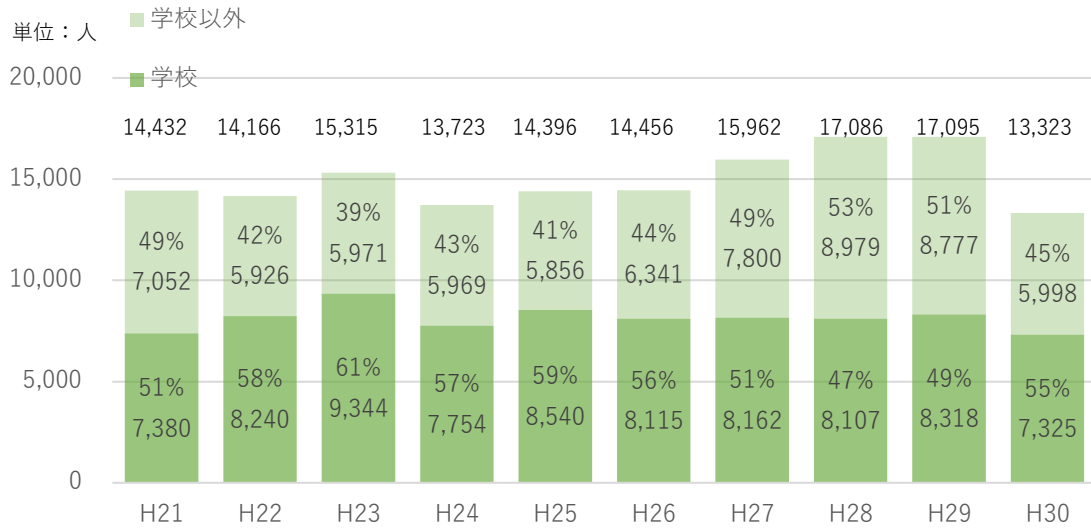
④ 利用状況

施設の利用者数は、平成21年度(2009年度)以降は、1.4万人前後で推移しており、平成24年度以降は、増加傾向にあり、平成28年度(2016年度)～29年度(2017年度)には、1.7万人を超えています。この理由としては、交通アクセス性の改善により、他県団体の利用が増加したこと、平成26年度(2014年度)の条例改正により一般の利用も可能となったこと等が挙げられます。

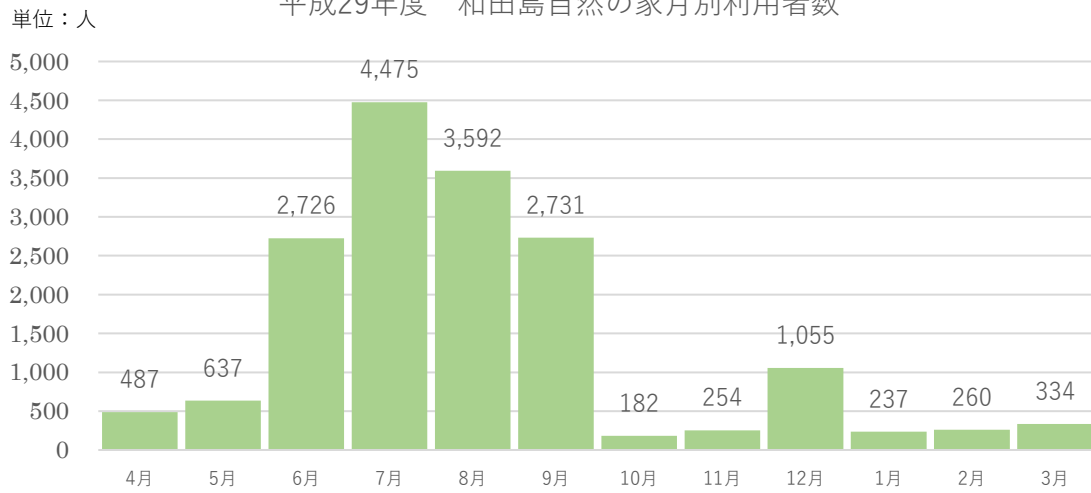
平成29年度(2017年度)の月別利用者数は、7月が最も多く4,475人となっています。次いで、8月は3,592人となっています。一方、6～9月及び12月以外の利用者数は、182～637人程度と少なくなっています。この理由としては、活動プログラムの目玉である沢登り体験の実施可能時期が限られていることや秋～冬季に提供しているプログラムの魅力不足等が挙げられます。

※平成30年度は、休止決定後、年度途中から受入を縮小。

和田島自然の家 利用者数状況



平成29年度 和田島自然の家月別利用者数



⑤ 主催事業の実施状況

旧和田島自然の家では、年間を通して青少年や家族・グループを対象とした、自然の家主催事業を実施しておりました。平成 29 年の実施状況は以下のとおりです。

平成29年度 静岡市清水和田島自然の家 主催事業報告

No.	事業名	実施日	対象	募集数	応募人数・組 応募率 (%)	当日 参加者	内 容
チャ アド ベン チャー	1 サマーアドベンチャー	8/14(月) 8/16(水)	小4 ～中3	100名	218名 218%	103名	大学生がリーダーとなり、グループで、沢のぼり、川遊び、キャンプファイヤーなどの自然体験活動を行う。
	2 スプリングアドベンチャー	3/3(土) 3/4(日)	小4 ～中3	60名	79名 132%	71名	大学生がリーダーとなり、ハイキング、炊飯活動などの自然体験活動を行う。
家 族 ・ グ ル ー プ 対 象 事 業	1 春のわくわくキャンプ	4/15(土) 4/16(日)	家族・個人 グループ	60名	160名 267%	81名	たけのご握り、クラフト活動、炊飯活動などの自然体験活動を行う。
	2 和田島de茶摘み	5/28(日)	家族・個人 グループ	45名	54名 120%	45名	お茶摘み、茶葉づくり、お茶淹れ体験を行う。
	3 和田島deつかみ取り & ホテル	6/3(土) 6/10(土)	家族・個人 グループ	各日 60名	2日計 242名 176%	84 72	ヤマメのつかみ取りや、ホテル観賞などの自然体験活動を行う。
	5 和田島de 沢のぼり & ハイキング	6/25(日) 7/1(土) 7/30(日)	家族・個人 グループ	各日 80名	47名 59% 53名 66% 87名 109%	中止 25名 87名	沢のぼりや前沢コースハイキングなど自然体験活動を行う。
	6 夏のわくわくキャンプ	9/2(土) 9/3(日)	家族・個人 グループ	60名	65名 108%	60名	沢のぼり、川遊び、キャンプファイヤーなどの自然体験活動を行う。
	7 和田島deハロウィン	10/28(土)	家族・個人 グループ	45名	24名 53%	24名	ハロウィングッズづくりやハロウィンパーティーを行う。
	8 秋のわくわくキャンプ	11/18(土) 11/19(日)	家族・個人 グループ	45名	68名 151%	61名	クリスマスリース作りやそば打ち体験などを行う。
	9 和田島de クリスマスリース作り	11/26(日)	家族・個人 グループ	45名	44名 98%	43名	クリスマスリース作りやクラフト体験などを行う。
	10 和田島de E English	11/25(土) 2/24(土)	家族・個人 グループ	各日 20名	10名 50% 36名 180%	10名 22名	英語での炊飯活動やレクリエーションなどを行う。
	11 和田島deミニ門松づくり	12/23(土) 12/24(日)	家族・個人 グループ	各日 60名	105名 175% 97名 162%	58名 64名	ミニ門松を作る。
	12 冬のわくわくキャンプ	1/20(土) 1/21(日)	家族・個人 グループ	30名	27 90%	27名	防災レクリエーションや炊き出しなどの体験を行う。
	13 和田島de トレラン & ロゲイニング	2/17(土)	家族・個人 グループ	45名	46名 102%	43名	トレイルランニング体験やロゲイニング体験を行う。
	14 和田島ファミリーデー	9/10(日) 9/16(日) 9/17(日) 10/8(日) 10/22(日)	家族 グループ	各日 60名	50名 83% 5名 8% 46名 36名 60% 11名	43名 5名 中止 31名 中止	施設を開放し、家族やグループで計画した内容で、楽しい時間を過ごす。 希望によって行える、火起こし体験や、炊飯活動、川遊びなどの選択プログラムがある。

通 年	1 田んぼへ行こう ～通年稲作体験～	6月 7月 10月 10月 11月	親子	45名	58名 130%	45名	田植え、草取り、稲刈り、脱穀、収穫祭などを行う。
--------	-----------------------	----------------------	----	-----	-------------	-----	--------------------------

育 成 事 業	1 利用団体指導者研修会	4/20(金)	学校 関係者	利用 者数			清水和田島自然の家の利用の仕方や活動プログラムについての研修を行う。(幼保、小、中学校、特別支援学校教職員向け)
	2 利用団体指導者研修会	5/6(日)	一般 団体	利用 者数			清水和田島自然の家の利用の仕方や活動プログラムについての研修を行う。(少年団体、一般団体向け)
	3 利用団体指導者実技研修会	6/9(金)	指導者	希望者	9名	9名	沢のぼりと前沢コースハイキングの実技研修を行う。
	4 自然体験活動指導者養成研修会	7/22(土) 7/23(日)	学生	20名 程度	24名 120%	24名	アドベンチャー事業に係る学生キャンプリーダーのスキルを学ぶ研修会。 沢のぼりや、キャンプファイヤーなど児童、生徒への支援の仕方を学ぶ。
	5 サマーアドベンチャー	8/14(月) 8/16(水)	小4 ～中3	100名	218名 218%	103名	児童、生徒を対象とした主催事業の指導者としてのスキルを、自然体験活動を通して学ぶ研修会。
	6 スプリングアドベンチャー	3/3(土) 3/4(日)	小4 ～中3	60名	79名 132%	71名	今までの体験をもとに、児童、生徒を対象とした自然体験活動の指導者としてのスキルを学ぶ研修会。

⑥ 活動プログラム

旧和田島自然の家において実施していた主な活動プログラムは、下表のとおりです。

分類	目的	活動プログラム	概要
野外体験活動	心身の鍛錬に挑戦	探訪・登山・入所ハイキング	友だちと楽しく歩いたり、長い距離を心身の鍛錬を目指して歩いたりするなど、変化にとんだコースに挑戦します。
	グループで協力し、楽しく歩く	ウォークラリー	
	ふだん出会えない自然に触れる	夜間ハイキング	主なコース【平治の段・杉尾山・石神峠・興津・高根山・河内大石】
	清流を満喫、自然を体感する	沢のぼり	興津川の支流である布沢川を上流に向かって、沢をのぼっていきます。川の流れが速かったり、潜ることができたりと川の様子の変化を体で体感します。
		川遊び	興津川の清流で泳いだり、川辺の生き物を捕まえたりします。
	集団の和を高め、仲間作りを進める	キャンプファイヤー	ファイヤーを囲み、楽しいレクリエーションをして過ごします。
		キャンドルセレモニー	ろうそくの炎に思いを込めたり、ゲームやアトラクションで楽しんだりします。
	生活体験	野外炊飯	仲間と協力し、食事を作ったり、寝床を設営したりして、協調性や生活力を育みます。
テント泊			
創作体験	創意工夫を生かした作品づくり	ハンドクラフト	入所の記念や思い出の作品づくりに、また雨天時のプログラムとして行います。 【主な内容】かもの親子・木の実のアクセサリ・どんぐりクラフト・ブローチ・ひも人形・焼杉・竹笛・竹トンボ

(3) 上位計画における位置付け

計画	内容
静岡市第3次総合計画	<p><分野別の政策・施策></p> <p>5 子ども・教育分野</p> <p>健やかで、たくましく、しなやかに生きる力をもった子ども・若者が育つまちを実現します</p> <p><政策></p> <ol style="list-style-type: none">1. しずおか総がかりで子ども・子育て家庭を支援し子どもを産み育てやすいまちづくりを推進します2. 学校、家庭、地域が連携し社会を生き抜く力をもった子どもたちを育てます3. 地域社会や世界で力を発揮できる人材を育成します4. すべての子ども・若者が置かれた環境にかかわらず生き活きと輝く環境づくりを推進します <p><施策></p> <p>【2 学校、家庭、地域が連携し社会を生き抜く力をもった子どもたちを育てます】</p> <p>○確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の調和のとれた子どもの育成</p>

第 2 期 静 岡 市 教 育 振 興 基 本 計 画	<目指す子どもたちの姿> 急激な少子化・高齢化など、社会変化が厳しい中で、常に夢と希望を持ち、自ら未来を切り拓く『たくましく しなやかな子どもたち』 <基本的な方向性> 1. 知・徳・体のバランスがとれ、社会の変化にも対応できる力を持った子供たちを育てる 2. 家庭・地域との一層の連携により、子どもたちを育てる 3. 信頼される学校づくりを進める 4. 良好な教育環境の整備を進める <施策> 【1. 知・徳・体のバランスがとれ、社会の変化にも対応できる力を持った子供たちを育てる】 ○豊かな心・感性の育成
静 岡 市 オ ク シ ズ 地 域 お こ し 計 画	<目指す将来像> 山村と都市が共生・共育するまち <重点目標> 1. オクシズの集落の活性化 2. 生涯元気集落の構築 3. 地域を支える後継者の確保と地域のお宝継承 <大施策> 1. 地域資源を活かした交流の推進 2. 地域資源を活かした新しい産業の創出 3. 安心・安全な地域環境の整備 4. オクシズの公益的機能の維持・保全 5. 担い手確保と地域のお宝継承 【1 地域資源を活かした交流の推進】 ○地域の魅力を活かした振興・交流拠点の整備
静 岡 市 地 域 防 災 計 画	地域防災計画は、市の地域ならびにその地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護することをその目的とし、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項その他必要な事項について、市、防災関係機関、市民・事業所等が果たすべき責務や役割を定めています。 静岡市の地域防災計画は、風水害や大火災等一般災害への対処を定めた「一般対策編」と、大規模地震対策特別措置法」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」を含む「地震対策編」、津波災害の予防と津波災害時の対策について定めた「津波対策編」の3編で構成されています。

画

ここでは、既存施設および、移転予定地周辺のハザードマップを以下に示します。

凡 例

風水害緊急避難場所

指定避難所

- 風水害緊急避難場所
災害による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先です。
- 指定避難所
災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設です。

♥ **要配慮者利用施設**

浸水に関する情報

家屋倒壊等氾濫想定区域
早期の立退き避難が必要な地域

■ 氾濫流※1

■ 河岸侵食※2

※1 木造家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う氾濫流が発生するおそれがある区域。
※2 家屋が倒壊するような河川侵食の発生するおそれがある区域。

最大浸水深(想定最大)

- 5.0m以上 ※1
- 3.0m以上5.0m未満
- 1.0m以上3.0m未満
- 0.5m以上1.0m未満
- 0.3m以上0.5m未満 ※2
- 0.3m未満

※1 最上階も浸水するおそれがあることから、**早期の立退き避難が必要**。
※2 床上浸水または床下浸水が想定されることから、浸水時の状況を踏まえ、自らの判断で自宅の2階以上に避難するなど屋内安全確保でも良い。

■ 河川等

■ 基準水位観測所

土砂災害に関する情報

土砂災害警戒区域等

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると思われる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の準備が行われます。

土砂災害危険箇所

- 急傾斜地崩壊危険箇所等
- 土石流危険区域
- 土石流危険渓流等
- 主流路

土砂災害特別警戒区域

土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると思われる区域で、特定の開発行為に対する許可制や、建築物の構造規制等が行われます。

土石流

急傾斜地の崩壊



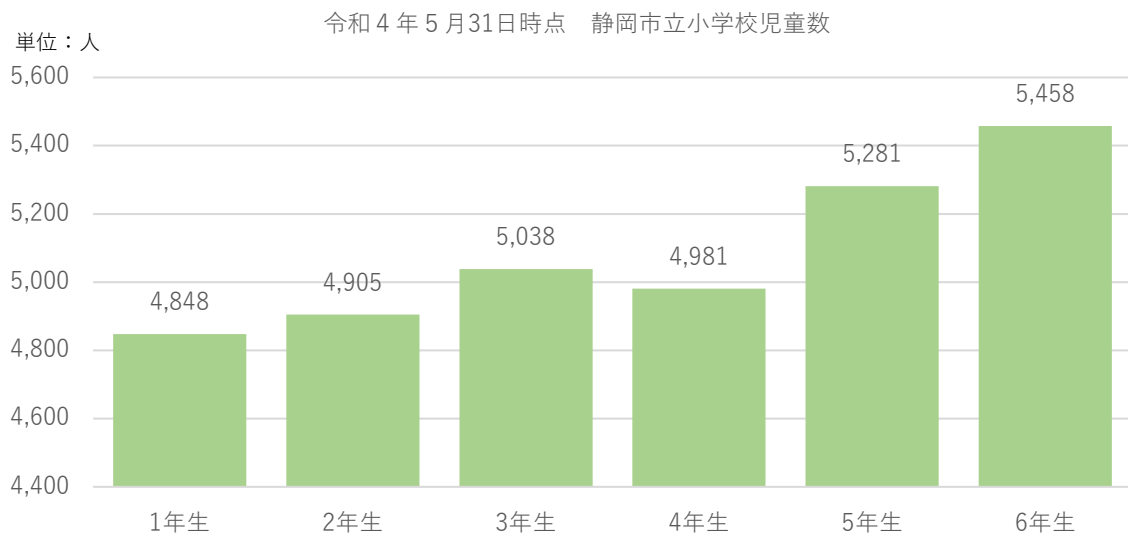


静 岡 市 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 基 本 方 針	<p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総資産量の適正化 2. 長寿命化の推進 3. 民間活力の導入 <p><具体的な取組></p> <p>【1 総資産量の適正化】</p> <p>① 公共建築物</p> <p>保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の縮減に向けて。「公共建築物施設群別マネジメント方針」、「配置適正化方針」及び「個別施設計画」をもとに、中期的な視点から計画的に取り組めます。</p> <p><公共建築物施設群別マネジメント方針></p> <p>【青少年育成施設】統廃合</p> <p>類似施設を持つ公共のレクリエーション施設（キャンプ場）との役割分担を明確化しながら、統廃合を図る</p> <p>【小学校】継続・複合化・統廃合</p> <p>市全体では児童数は減少傾向にあるが、固定的なコストは毎年度変わらずに発生しているため、大規模改修・更新の時期を捉え、減築により施設総量の縮減に取り組む。</p> <p>減築の結果、余剰となった運動場等は他施設の建設用地として活用する。</p> <p>大規模改修や更新の際は、原則として地域で利用される他の公共施設の併設を検討するなどして、地域コミュニティーの拠点としての再整備を図る。</p> <p>教室利用されていない部屋については、他の公共施設としての活用を図るなど、最大限の有効利用を図る。</p>
---	--

(4) 市立小学校児童数の状況

令和4年度の静岡市立小学校児童数集計から見る、児童数状況は、緩やかな減少を示しており、少子化の傾向は進んでいる状況です。1年生の児童数は、6年生の児童数の約10%減少となっています。

令和4年3月31日時点の市内の年齢別人口集計においても減少傾向は変わらず、これまでの主な利用者層である、市内青少年人口の減少が進むことが想定されます。



(5) 検討経過

① 再整備検討経過

旧和田島自然の家の再整備に向け検討を行ってまいりました。検討の経過は次のとおりです。

時期	経過
平成31年2月	平成30年度 静岡市自然の家運営協議会
平成31年2月	清水和田島自然の家リニューアルに向けた両河内地域検討会

平成 31 年 2 月	第 1 回清水和田島自然の家リニューアルに向けた施設の在り方検討会
平成 31 年 2 月	第 2 回清水和田島自然の家リニューアルに向けた施設の在り方検討会
令和元年 7 月	令和元年 第 1 回 静岡市自然の家運営協議会
令和元年 12 月	静岡 SA スマート IC 検討会及び両河内スマート IC (仮称) 検討会の第 1 回町内検討会議
令和元年 12 月	両河内地区小中学校統廃合による跡地に係る関係課長会議
令和 2 年 2 月	令和元年度 第 2 回 静岡市自然の家運営協議会
令和 2 年 2 月	再整備基本構想の策定
令和 2 年 7 月	両河内地区小中学校の統合による跡地に係る関係課長会議
令和 2 年 9 月	両河内地区連合自治会から清水西河内小学校跡地への自然の家の移転整備要望書受領
令和 3 年 2 月	令和 2 年度 静岡市自然の家運営協議会
令和 3 年 7 月	令和 3 年度 第 1 回 静岡市自然の家運営協議会
令和 4 年 1 月	令和 3 年度 第 2 回 静岡市自然の家運営協議会
令和 4 年 4 月～(随時)	両河内地区自治会との協議
令和 4 年 7 月	静岡市教育委員会協議会
令和 4 年 7 月	静岡市重要政策検討会議
令和 4 年 8 月～9 月	パブリックコメント
令和 4 年 10 月	静岡市経営会議
令和 4 年 12 月	静岡市教育委員会協議会

② アンケート調査概要

再整備にあたり、市内の小学校、青少年団体、両河内地域検討会参加者、静岡市自然の家運営協議会委員を対象にアンケート調査を行いました。

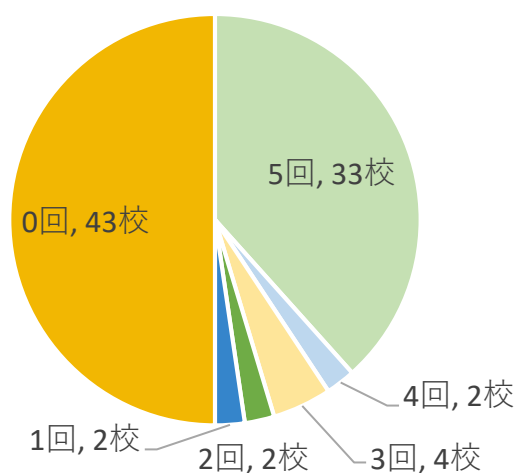
項目	内容
調査目的	再整備にあたり、再開後に望まれる施設や活動内容等について、様々な立場からの意見を聴取し基本構想・基本計画策定の参考とする。
実施時期	平成 31 年 1 月 16 日～平成 31 年 1 月 29 日
調査対象	(ア)市内小学校、(イ)青少年団体、(ウ)両河内地域検討会参加者、 (エ)静岡市自然の家運営協議会委員

③ アンケート調査結果

(ア) 市内小学校

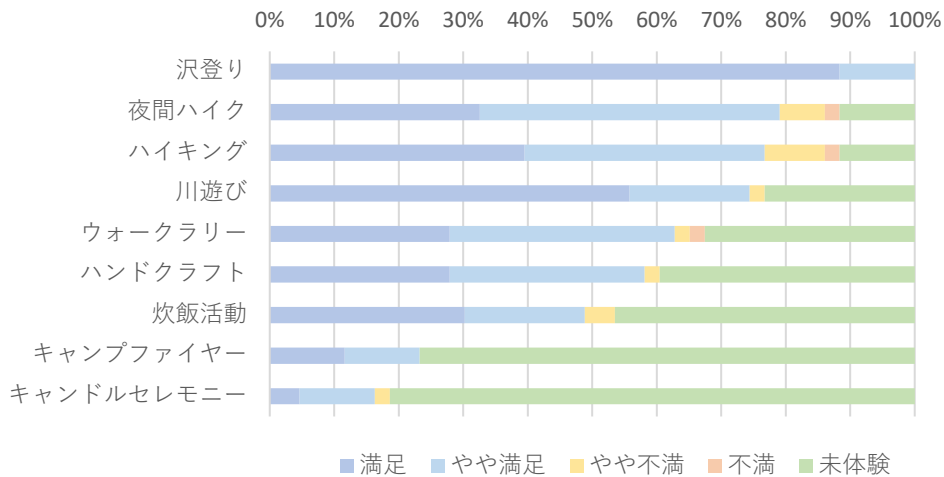
- 過去5年間の利用状況は、「0回」が最も多くなりましたが、半数の学校が1回は利用したことがある結果となりました。
- 過去5年間に利用のあった学校の内、利用回数は5回が最も多く、旧和田島自然の家を利用していた学校の多くは、毎年施設を利用していたことが分かります。

過去5年間の利用状況



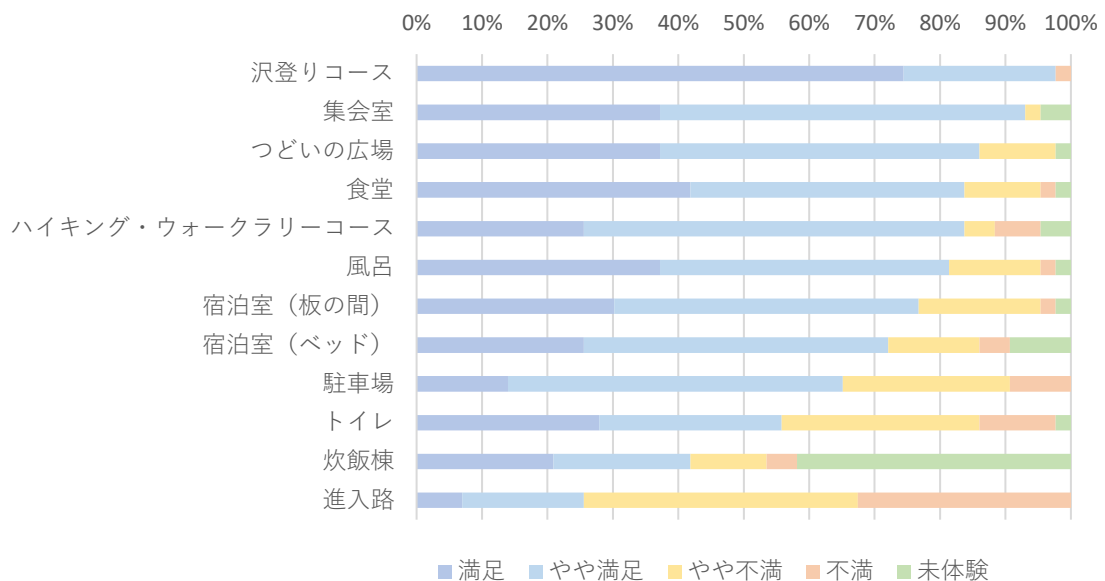
- 活動プログラムの満足度は、沢登りが最も高く、次いで夜間ハイク、ハイキングとなりました。特に沢登りの満足度は100%となりました。

活動プログラムの満足度



- 施設設備等の満足度は、沢登りコースが最も高く、次いで集会室、つどいの広場となりました。
- 満足度の低い項目は、駐車場、トイレ、進入路等、アクセスに関する部分が主となりました。(炊飯棟については、未体験の回答が多く、満足度が低くなった。)主な不満の意見としては、「大型バスの進入ができない」、「トイレが汚い・臭いが気になる」、「進入路が狭く危険」等がありました。

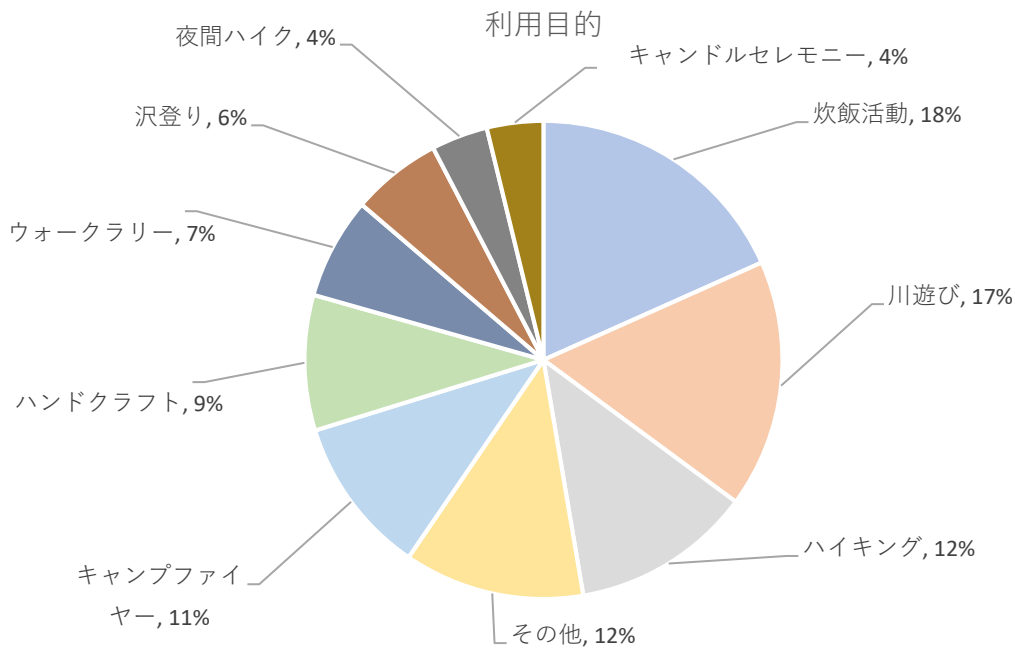
施設設備等の満足度



- 設置されたら良いと思う設備等という質問に対しては、「星座観察広場」、「雨天時に使用できる体育館」、「プラネタリウム」、「指導者用個室」、「空調設備」、「アスレチック」、「ハイキングコース用トイレ」、「バス用駐車場」等が挙げられました。

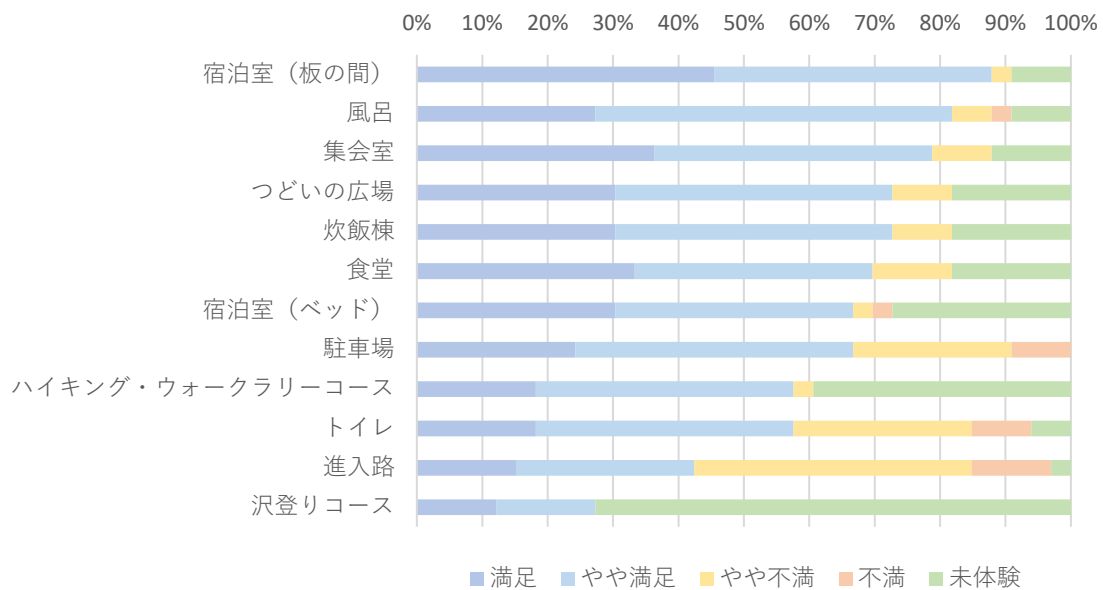
(イ) 青少年団体(過去5年間に利用のあった団体)

- 青少年団体の利用目的としては、炊飯活動が最も多く、次いで川遊び、ハイキングとなりました。



- 施設設備等の満足度は、宿泊室(板の間)が最も高く、次いで風呂、集会室となりました。
- 満足度の低い項目は、駐車場、トイレ、進入路等、アクセスに関する部分が主となりました。(炊飯棟については、未体験の回答が多く、満足度が低くなった。)主な不満の意見としては、「入口が狭く分かりづらい」、「トイレ等設備の老朽化を感じる」、「駐車場が狭い」等がありました。

施設設備等の満足度



- 設置されたら良いと思う設備等という質問に対しては、「バスケットボール等ができる体育館」、「広い駐車場」、「広いキャンプ場」、「広いキャンプファイヤー場」、「会議室・研修室」、「空調設備」、「談話スペース」、「様式トイレ」、「クロスカントリーコース」等が挙げられました。

(ウ) 両河内地域検討会参加者

・自然の家再開後に望む、地域での役割(主な意見)

- 現代に合った快適な施設を整備し、様々な体験活動を提供する(減量プログラム・女性グループ向けプログラム・ハードなアウトドアプログラム等)。
- 1年中活用できる施設。
- 生涯学習交流館と連携した施設(農業体験、地元企業との協力等)。
- 小学生～ファミリー層向けの、より踏み込んだ自然体験の提供(四季ごとに変わる川や森の昆虫・鳥・生き物の観察と研究)。
- シルバー世代向けのカルチャーセンターではやらないような学びの場の提供(南北朝時代の両河内、地質学の視点で学ぶ両河内等)。

- 子ども～大人までを対象とした林間学校として、魅力ある両河内を発信し、往来人口増加、移住増加に寄与する。
- 避難所としての機能。
- 地域住民との共有の場としてのスペースを設ける。
- 両河内の特産品等の紹介。
- この土地の自然を活かした活動を通して、地域の素晴らしさを内外に発信する。
- 他地域から自然体験を求めて訪れる子供、教師に自然の素晴らしさ、大切さ、役割を伝えていく施設。

・地域の特性を活かした学校向け活動内容(主な意見)

- 古道めぐりハイキング
- ログイニング
- 地元小学生との交流
- 両河内の生き物捕獲・調査
- 竹を活用したおもちゃ作り(紙鉄砲・杉の実鉄砲・凧・竹馬・そり)
- 炭に関する活動
- 米・野菜作り
- お茶摘み、茶工場見学
- そば栽培、収穫、製粉、そば打ち
- 防災対策にもなる火起こし体験

・多くの世代に利用してもらうための活動内容(主な意見)

- 星空・星座観察
- 年代別に交流の場を提供する
- サイクリング
- スポーツ合宿等の利用
- 興津川を活用した活動
- ジビエ料理の提供
- ネイチャーガイドツアー
- バードウォッチング
- 地域の食材を使った料理(バーベキュー等)企画
- 体験講座(味噌作り、こんにゃく作り、草木染め等)
- 両河内の歴史を学ぶ企画(歴史的建造物、神社、民話、伝説、方言等)
- 新緑・紅葉ハイキング
- お茶の飲み比べ、お茶菓子の勉強会、おしゃべりサロン等

・自然の家に必要となる設備等(主な意見)

- 山、ハイキングコースの整備
- 薬草や野草の植栽
- 専門書、ガイドブック、標本等
- 各種スポーツ利用が可能な体育館
- プロデュースや企画を担当できるプロフェッショナル
- 近隣施設の魅力向上、連携(森林公園、展望台等)
- 洋式トイレや個室
- キャンプ場やバーベキュー場
- バー

(エ) 静岡市運営協議会委員

・自然の家再開後に望む役割(主な意見)

- 自然にふれあい、持続可能な取組をすることで、守るべき環境を維持していくこと。
- 市内のシルバー世代がお茶や食事にふらっと寄れる場所。
- 青少年のみならず、全世代に野外体験、自然体験を提供すること。
- 親子・三世代体験教室。
- 創意工夫をしていく体験、友達と話し合ったり、協力したりして課題解決に向かう体験の提供。
- 子どもの主体性を育てる場所。
- 小中学生に対し、学校教育における自然体験活動を中心とした集団宿泊行事を実施できる施設としての位置づけを第一に考えたい。その上で、静岡、両河内ならではの多様な自然体験プログラムを個人や各種団体に対して、提供できる施設。
- 沢登り・川遊びといった和田島自然の家ならではの自然体験の継続。
- 少年・少女に限定せず広く利用できる施設。

・学校向け活動内容(主な意見)

- お茶産地である両河内ならではの、お茶を使った茶道教室、お茶菓子作り等
- 学校ではできない川遊び、山遊び
- エコキャンプ(防災キャンプ)
- 危険予知活動
- 施設周辺にあるものを発見したり、近隣住民と交流したりすることで、地域の良さを見つけ、改めて自分の住んでいる地域の良さを感じさせる体験
- 雨天対応プログラムとして、集団で何かを成し遂げたり、互いに理解しあえたりする活動
- ロゲイニング

- 星座観察
- 森林体験

・多くの世代に利用してもらうための活動内容(主な意見)

- 魚(ヤマメ等)を捌く体験・串焼き体験
- ロゲイニング
- マウンテンバイクツーリング等自転車愛好家イベント
- お茶・抹茶のスイーツ作り
- ラフティング
- スポーツ団体等の部活、サークル合宿利用
- 和田島らしく美味しい食事の提供
- 材料探しを含めたものづくり、調理体験
- 農業体験
- 指導者としての活動を募集
- のんびりと居心地がよく、仲間作りができる活動
- ジビエ料理会
- 新茶試飲会
- 俳句や写真を取り入れた活動
- お手軽ウォーキング等の健康教室
- 両河内観光企画

・多くの世代に利用してもらうための工夫(主な意見)

- 清潔感のある施設整備(宿泊室・炊飯棟等)
- 利用規制の緩和
- ネット環境の整備
- 床面のフラット化(バリアフリー化)
- 歓談しやすい雰囲気のリビー作り
- ミニオートキャンプ場整備
- 4~6人程度の宿泊室整備
- 自然の家というネーミングが古い

・自然の家に必要となる設備等(主な意見)

- 体育館
- お茶室
- 露天風呂

- お湯の出る炊飯棟
- 屋根付きの炊飯棟
- 洋式トイレ
- バス、トイレ付きの宿泊室
- ネット環境の整備
- 自然+最先端を融合させたもの
- 施設までの送迎
- バスが駐車可能な駐車場
- 「ここにしかないもの」という特徴

(6) 移転予定地及び周辺の状況

① 交通アクセス

移転予定地は、新東名高速道路清水いはらICから車で15分程度の距離に位置しています。アクセスは主に自家用車となりますが、公共交通機関を利用する場合には、JR 清水駅からしずてつジャストライン三保山手線を利用し但沼車庫前から静岡市自主運行バス但沼系統に乗り換え、和田島車庫から大平系統に乗り換えることでアクセスが可能です。

② 周辺の状況

移転予定地周辺には、清水森林公園や興津川等の自然資源や、やませみの湯や各キャンプ適地等の活動資源があり、体験活動や歴史学習、各種スポーツ等の体験プログラムへの活用や連携が可能であると考えられます。



※地理院タイルに施設等の注釈を追記して掲載

周辺の主な施設等

施設名等	施設の概要
清水森林公園 (やすらぎの森)	清水区を流れる興津川の上流に位置する両河内の西里・河内地区につくられた広大な公園です。 敷地内には、「黒川キャンプ場」「西里温泉やませみの湯」「笑味の家」「食事処・たけのこ」などの施設がありハイキングコースも整備されています。
笑味の家	地元で採れた新鮮な農産物やお菓子を販売しています。
食事処たけのこ	健康的な食材にこだわり、森林公園を訪れるみなさまに丹精こめた料理を提供しています。
黒川キャンプ場	テントサイトや炊事棟を備えた本格的なキャンプ場。公園内の食事処や売店も利用できます。
清水西里温泉 「やませみの湯」	森林公園内にある日帰り公営温泉。大きな内風呂、男女各3つの露天風呂があります。地元の竹を使った変わり湯、「竹炭の湯」は美肌や打身などに効果があります。
キャンプ適地	両河内地域内にある無料キャンプ場。地元の方のご協力の基、管理・運営を行っております。(土村・西里・重野島)
清水両河内小中学校	令和4年4月に清水中河内小学校、清水西河内小学校、清水和田島小学校、清水両河内中学校の4校が統合し開校した施設一体型小中一貫校。
清水ナショナルトレーニングセンター	国内外のナショナルチームやJリーグなどのトレーニングキャンプ、学生・生徒の合宿、スポーツ関係者（監督・コーチ・審判等）の研修、健康維持のための一般市民の利用等サッカーに限らず、さまざまなニーズに対応できる総合スポーツ施設です。
清水庵原球場	静岡県内最大級の広さを誇る、豊かな自然に囲まれた本格野球場です。硬式・軟式野球やソフトボールを始めとして、グラウンドゴルフ等のニュースポーツ・レクリエーションなど幅広くご利用いただけます。
両河内生涯学習交流館	生涯学習交流館は、市民の皆さんの自発的な学習活動を支援し、学習活動を通じて地域の交流や連携を深め、市民主体のまちづくり活動を推進することを目的として設置されています。
清流の里グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ等を楽しむことができます。
興津川	興津川水系の本流。清流として知られ、狩野川とともに静岡県の鮎釣りの名所で、東日本で一番早くアユ漁が解禁されます。

	自然の家の体験活動「川遊び」等にも利用しています。
布沢川	興津川の支川。自然の家の体験活動「沢登り体験」の活動場所として利用しています。
杉尾山	杉尾山山頂にある展望台からは興津川流域の竜爪山、真富士山、青笹山や富士山などが見渡せます。
河内の大石	高さ 19m、周囲長さは 60m もあり、市指定の文化財になっている大石です。安政自身の際に影響を受け、その翌年の大雨で真富士山中腹から流出したものとわれています。

3. 施設整備の考え方

(1) 施設整備に向けた課題整理

施設整備に向けた目指す姿の設定のため、旧和田島自然の家の現状と課題について、以下のとおり整理しました。

現状
体験の目玉である沢登り体験は春夏しか実施できず、秋冬に閑散期が発生している
これまでの主な利用者層である青少年人口が減少している
自然の家がどなたでも利用できる施設という認知度が低い
利用が自然の家での宿泊、体験で終わることが多く、利用者を地域内で周遊させる機能がない

課題
年間を通して体験することのできるプログラムの開発や体験活動以外の利用提案
青少年だけでなく、親子や親子3世代に渡って体験できる事業の実施
広く開かれた施設としての機能に関する施設整備や広報活動
地域内の施設や名所、体験を巡ることのできる仕組みづくり

整理の結果、課題を次の大きな3項目に分類し、課題に対する取組を次ページのとおりまとめました。

① 体験プログラム

② 利用者層の拡大

③ 周辺活用



(2) 目指す姿

旧和田島自然の家は、青少年教育施設として、野外活動や宿泊活動を通して、青少年の健全な育成を図ることを目的に、多くの青少年に活用されてきました。

移転後も豊かな自然環境や自然を活かした体験活動、文化交流体験を通して、「豊かな心・感性を育む」、「豊かな自然で五感を磨く」、「粘り強く立ち向かう姿勢を持つ」、「チャレンジ精神を持って取り組む」、「文化を学びローカルの魅力を知る」、「交流を通して多様な価値観、視点を知る」といったキーワードのもと、「たくましくしなやかな子どもたち」の育成に取り組んでまいります。

また、青少年に限らず全ての世代に自然体験や自然学習の機会を提供するとともに、地域のコミュニティスペースとしての機能や様々な来訪者を受け入れる機能を併せ持つことで、地域と来訪者の交流を生み出す空間を創り出し賑わいのある施設とするため、次のとおり目指す姿を設定しました。

目指す姿

たくましくしなやかな子どもたちの教育を支援するとともに
豊かな自然環境や地域の個性を活かし両河内の賑わいを創出する

たくましくしなやかな子どもたちの育成

自然環境



豊かな心・感性を育む
豊かな自然で五感を磨く

自然体験



粘り強く立ち向かう姿勢を持つ
チャレンジ精神を持って取り組む

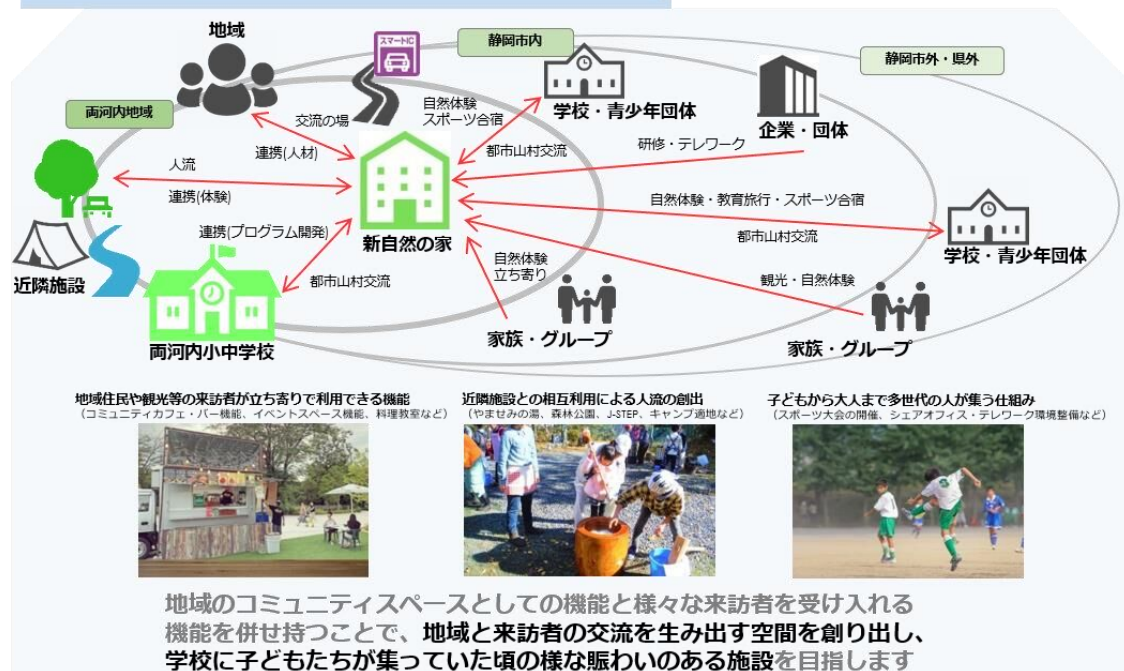
文化交流体験



文化を学びローカルの魅力を知る
交流を通して多様な価値観、視点を知る

豊かな自然や様々な体験を通して「たくましくしなやかな子どもたち」の育成に取り組みます

両河内地域の賑わい創出



(3) 目指す姿を実現するための基本的な考え方

目指す姿を実現するための基本的な考え方について、新自然の家の移転整備における方針を次のとおりとします。

方針1 青少年教育・学校教育を支援する施設としての整備

- 学校等の集団宿泊体験に対応した宿泊等機能の整備
- 学校教育と連動した自然体験プログラムの提供や支援体制の構築
- 両河内ならではのコンテンツを通じた文化交流体験の提供や地域との連携体制の構築
- 集団生活における規則やルールを学ぶ自然体験、社会体験活動の提供

方針2 体験・交流の拠点施設としての整備

- 少人数グループでの宿泊利用に対応した宿泊等機能の整備
- 日帰りや立ち寄りでの利用に対応した機能の整備
- テレワーク等に対応した施設やインターネット環境等の整備
- 地域独自のコンテンツ(自然・文化・人材)の価値を向上させる取組
- 子どもから大人まで様々な学び、体験を享受できる仕組み、体制の構築

4. 施設計画や導入機能について

(1) 施設整備計画

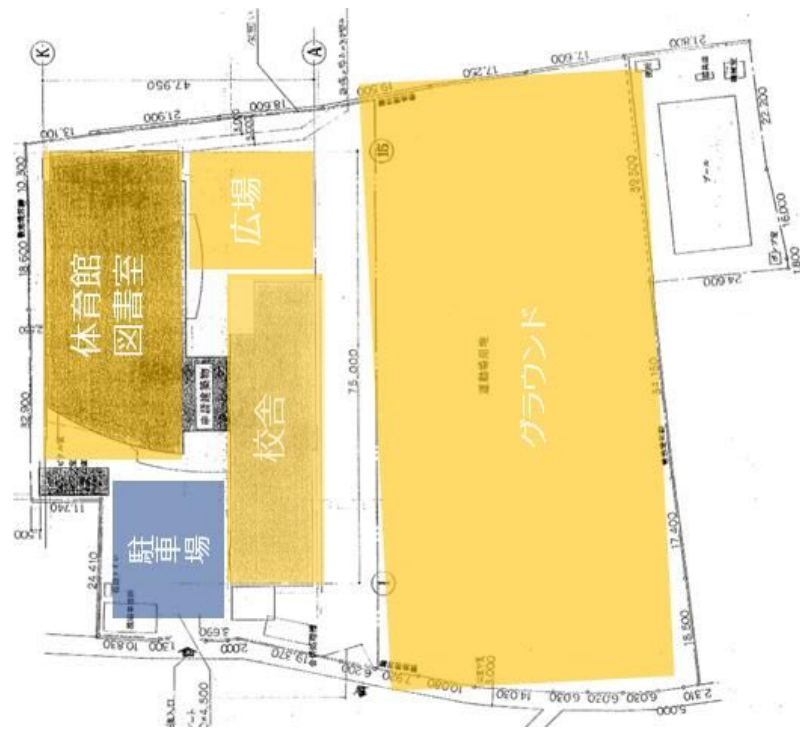
① 移転予定地概況



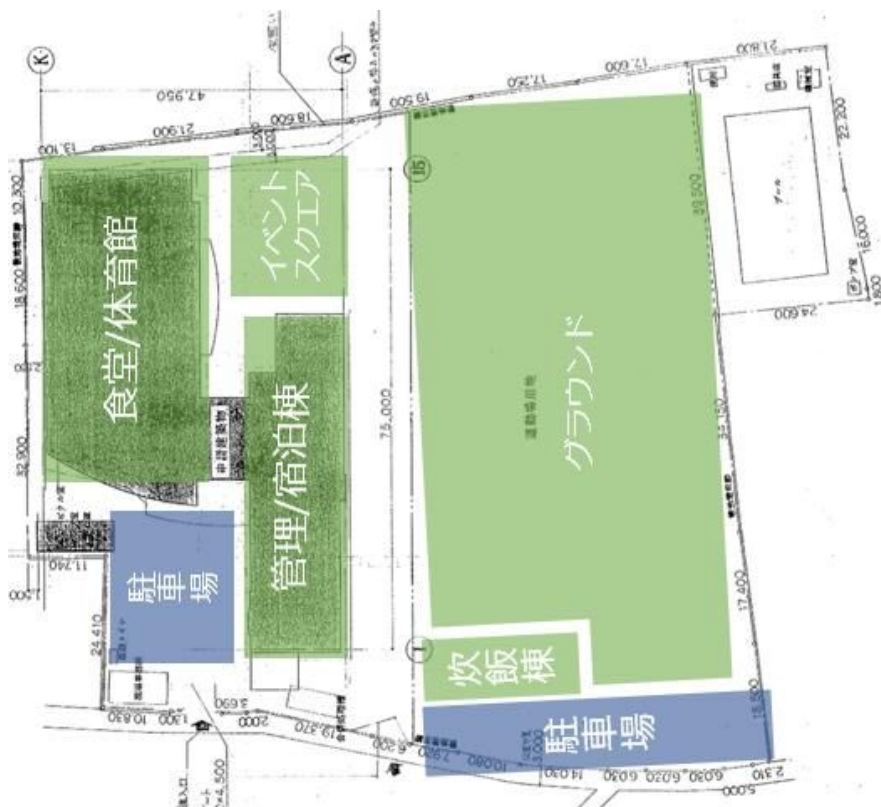
所在地	静岡市清水区西里 143	
区域区分	都市計画区域外	
敷地面積	約 10,230 m ²	
延床面積	約 3,549 m ²	
用途	学校等	
建築年度	平成 8 年 (1996 年)	
主な施設	校舎 (職員室、教室、特別教室、図書室、集会室 ほか)、 体育館、グラウンド、機械室、電気室、プール、浄化槽設 備 ほか	
地域防災計画	指定避難所 地震緊急避難場所 (一次避難地)	
法規制	土砂災害警戒区域	用途変更にあたり特別警戒区域対策が必要 (体育館裏)
	がけ条例	対象箇所に増築する場合、対策が必要

② 配置計画

(改修前)



(改修後)



(2) 導入機能・施設の考え方

新自然の家における導入機能や施設の考え方については、青少年教育施設として市内小学校を中心とした集団宿泊体験における教育的利用を最優先としながら、幅広いニーズに対応した体験・交流の拠点施設として利用者層の拡大に向け、市民や市外の団体・個人による利用のほか、地域住民や観光を目的とした来訪者も利用可能なスペースも含めた施設整備を目指すこととします。

なお、旧清水西河内小学校は、静岡市地域防災計画において指定避難所及び地震緊急避難場所(一次避難所)とされており、自然の家の供用開始後も、引き続き地域の防災機能を確保し、避難所として受け入れを行います。

(3) 施設規模等

新自然の家における施設規模等の想定について、以下のとおりとします。

- ① 宿泊定員:150 名程度(令和4年度実施市内小学校利用意向調査の結果や、市内小学校児童数状況のほか、既存校舎構造等を勘案し、設定しました。)
- ② 敷地面積:10,230 m²程度
- ③ 延床面積: 3,749 m²程度(既存校舎:2,267 m²、既存体育館:1,282 m²、新設野外炊飯棟200 m²程度)

(4) 施設整備の考慮事項

①ユニバーサルデザイン

・どなたでも利用しやすい施設として、バリアフリーに対応した居室等の宿泊機能に加え、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設づくりに配慮します。

②維持管理への配慮

・ライフサイクルコストの観点から、将来にわたる維持管理コストの縮減、更新性やメンテナンス性の向上に配慮します。

・使用する建築資材や設備機器等の選定にあたっては、計画修繕や設備更新時のコスト縮減に配慮するとともに、耐候性や耐久性に配慮します。

・人感センサーによる照明の制御や、節水型の衛生器具の採用を検討するなど、建物の省エネルギー化に配慮します。

(5) 導入機能の検討

新自然の家において必要と考えられる機能等を以下のとおり整理しました。

導入機能	機能の考え方
宿泊機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の集団宿泊に対応できる機能 ● 青少年団体の他、少人数グループの利用に対応できる機能
多目的機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内運動やレクリエーションを行うことができる機能 ● 音楽等の文化的活動を行うことができる機能 ● 各種研修や会合を行うことができる機能 ● ネット環境を使ったテレワーク等に対応できる機能
交流機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者同士や地域住民とのコミュニケーションを促す機能
情報発信機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コンテンツ(文化・歴史・人材)を発信する機能
野外活動機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 体験プログラムを通し自然体験を行うことができる機能 ● 屋外運動やレクリエーションを行うことができる機能
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリーへの対応やユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、どなたでも利用しやすい機能 ● 災害時等の緊急時に、避難者を受け入れることができる機能

導入機能	施設設備内容
宿泊機能	宿泊室、バリアフリー対応宿泊室、食堂、浴室、バリアフリー対応浴室、洗面所、トイレ、多目的トイレ ほか
多目的機能	体育館、グラウンド、食堂（再掲）、交流室（カフェバー）、イベントスクエア ほか
交流機能	交流室（カフェバー）（再掲）、談話スペース、ホール、イベントスクエア（再掲） ほか
情報発信機能	交流室（カフェバー）（再掲）、ホール（再掲）、イベントスクエア（再掲） ほか
野外活動機能	野外炊飯棟、グラウンド（再掲）、炭焼き体験施設 ほか

管理機能	事務室、宿直室、保健室、リネン室、電気室、機械室、ボイラー室、 厨房設備、消防設備、給排水設備、浄化槽設備、空調設備、駐車場、 倉庫 ほか
------	---

(6) 主な施設の整備方針

宿泊室	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模団体から家族やグループまで様々な利用を想定し、居室の広さなど複数タイプの宿泊室を計画します。 ● バリアフリー対応の居室など、どなたでも利用可能な宿泊室を計画します。
トイレ・洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ● 各階に大規模な団体にも対応可能なトイレ・洗面所を計画します。 ● 多目的トイレなど、どなたでも利用可能なトイレを計画します。
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な利用者が不自由なく利用できるインテリアを計画します。 ● 食事利用以外にも研修、会合等の利用を想定し、配置変更が可能なインテリアを計画します。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な団体にも対応可能な男女別の大浴場を計画します。 ● 大浴場の規模は8人程度が入浴可能な浴槽を想定し計画します。 ● バリアフリー対応のユニットバスなど、どなたでも利用可能な浴室を計画します。
交流室	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設利用者以外にも利用可能なスペースとし、交流や地域の文化・情報の発信が可能な機能を計画します。 ● 簡易的な飲料の提供が可能な機能を計画します。
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の体育館を活用し、様々な利用方法を想定した備品設置を計画します。 ● 災害時の避難者受入機能を計画します。
管理機能部分	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者同士の交流や地域の文化・情報の発信が可能なコーナーを計画します。 ● 使用可能な敷地内を最大限活用し、駐車スペースの整備を計画します。 ● 災害時の防災機能として、備蓄・防災無線等の配置を計画します。
屋外施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 野外炊飯体験等の屋外調理が可能な炊飯棟を計画します。 ● 既存のグラウンドを活用し、様々な利用方法を想定した備品設置を計画します。

	<ul style="list-style-type: none">● 既存の炭焼き窯を活用し、炭焼き体験が実施可能な施設を計画します。
その他	<ul style="list-style-type: none">● 施設内のインターネット環境の整備を計画します。

※施設整備のイメージ

宿泊室

大人数での利用に対応する居室
和室では、集会等のフリースペースとしての利用も想定



1～3名程度
の家族・グ
ループ利用に
対応する居室

ワーケーショ
ン等の利用も
想定



カフェバー



地域のコミュニティカフェとしての利用
や、地域住民・利用者の交流場所として
の機能を計画
ナイトタイムは、懇親利用のためアル
コール等の提供も想定

イベントスクエア



憩いの場としてのフリースペース
地域の野菜市・夜間の星座観察・映画の野外上映等の会場とし
ての利用や屋外でのテレワーク利用等を想定

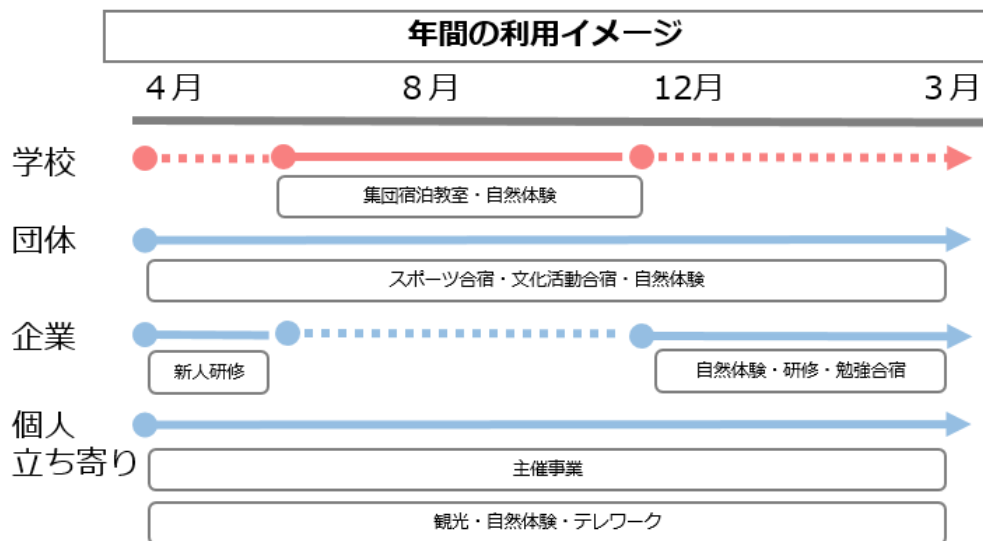
5. 利用促進に向けた取組

(1) 年間を通じた活用について

施設の利用促進に向けては、旧和田島自然の家の主な利用者層であった学校や青少年団体に加え、スポーツや文化系の団体や家族・グループ・個人での利用のほか、企業等との連携による利用等、年間を通じた利用促進に取り組んでまいります。

また、交流室のカフェ機能やイベントスクエアの機能等を施設利用者以外の方(地域住民や観光来訪者等)も立ち寄りで利用可能とすることで、交流の場、情報発信の場、イベント実施の場としての活用を図り、様々な方が利用できる施設としての取組を計画します。

対象	取組例
学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 両河内スマート IC (仮称) の整備によるアクセス向上による、市内全域及び近隣市町村等からの利用受入 ● 低年齢層向けプログラムの提供による幼稚園等への利用拡大 ● 屋内プログラムの充実による雨天時対応の強化
団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育館、グラウンド等を活用したスポーツ団体、文化系団体の合宿受入 ● サッカー、バスケットボール等各種スポーツ大会の開催 ● 民間団体等による各種イベント会場利用の誘致
企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設内のネット環境を活用した企業研修等の利用受入 ● 自然体験を通じたチームビルディング研修の提案 ● 企業との連携による環境教育、食育活動等の実施 ● 市長部局や旅行事業者との連携による県外からの教育旅行の利用受入
個人	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民、近隣施設、旅行事業者との連携による地域周遊型企画やグリーンツーリズム企画の実施 ● 秋季、冬季における魅力的な事業の開発(炭焼き体験教室・オリエンテーリング・サイクリング等) ● 交流室やイベントスペース等の施設を活用したミニコンサート等イベントの実施による地域利用の創出 ● 施設内のネット環境を活用したテレワーク利用等の創出
立ち寄り	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域観光資源の情報発信や周遊ルートの提案 ● 地域住民(メイン:シニア層)へのお茶飲み場・交流の場の提供 ● 特産品等の展示販売やマルシェイベントの実施



(2) 利用者数目標について

新自然の家の利用者数目標について、以下のとおり設定します。ここで示す利用者数とは、施設の延利用者数(1人が1泊2日で利用した場合、2人、2泊3日で利用した場合、3人としてカウントする。)とします。なお、利用者数目標については、利用状況を鑑みて見直しを行います。

①学校利用(9,500人)

旧和田島自然の家の学校利用は、市内小学校を中心に 8,300 人程ありました。新自然の家の整備にあたり、令和4年度に市内小学校に対し利用意向調査を実施した結果、全 83 校の 73% にあたる 61 校にて「利用したい」との回答がありました。その他、市立中学校や私立小学校、特別支援学校、市外学校等の利用を見込みます。

②学校利用以外(11,500人)

旧和田島自然の家の学校以外の利用は、青少年団体や主催事業への参加者を中心に 8,700 人程ありました。新自然の家では、前述のとおり中部横断自動車道スマートインターチェンジの供用によるアクセス向上や、利用者層の拡大に向けた、スポーツ等での利用が可能な体育館・グラウンドの併設や、家族・グループや企業といった新たなターゲットへの利用訴求を行うことで利用者の増加を見込みます。

		旧和田島自然の家 (平成 29 年実績)	新自然の家 (令和 7 年目標)	新自然の家 (令和 12 年目標)
学校利用		8,318 人	9,500 人	24,300 人
学校 以外	団体利用	6,744 人	8,700 人	
	企業利用	-	300 人	
	個人利用	137 人	500 人	
	主催事業	1,896 人	2,000 人	
合計		17,095 人	21,000 人	24,300 人

(3) 体験活動の内容等について

新自然の家では、旧和田島自然の家で実施していた体験活動の継続実施及び新たな活動の開発や近隣施設と連携した事業の実施を進めていきます。以下に、予定している活動の一例を掲載します。

活動内容	活動場所
沢登り体験 鮎釣り体験 川遊び	興津川・布沢川周辺
ハイキング 夜間ハイキング 杉尾山ハイキング バイオリゲイニング フォトリゲイニング オリエンテーリング トレイルランニング ボードウォーク サイクリング ネイチャーゲーム 自然・野鳥・昆虫観察	両河内地域周辺、自然の家周辺、杉尾山ほか
星座観察 炭焼き体験 紙漉き体験 自然物を活かした染め物体験 野外炊飯 アウトドアクッキング体験 キャンプファイヤー	グラウンド、野外炊飯棟、イベントスクエア、食堂ほか
興津川流域の環境を活かした環境教育 地域食材を活かした食育 体験活動を通じた英語教育 体験活動を通じたチームビルディング 防災体験	体育館、自然の家周辺、清水森林公園ほか
キャンドルセレモニー 各種スポーツ	体育館、グラウンド、交流室、イベントスクエアほか

ミニコンサート	
農業体験 そば打ち体験 餅つき体験 地域交流体験 両河内歴史探訪	両河内地域周辺、清水森林公園 ほか
杉玉作り 地産竹を活用したクラフト（門松作り・竹馬作りほか）	体育館、食堂ほか

(4) 施設の管理運営等について

①学校等による教育的利用とその他の利用の棲み分け

青少年教育施設として、学校等による教育的利用について、施設予約に関する優先や、使用料に関する措置を検討します。また、学校等とその他の団体の利用が混在しないよう、利用日程の調整やゾーニングの設定等を検討します。

②施設名称や通称

市民の皆さんにより身近な施設となることや、広く開かれた施設としてイメージを刷新することを目指し、施設名称や通称については、公募等により新たなネーミングを検討します。

③施設の利用受付

施設利用者の利便性や、事務効率の向上のため、ウェブサイト等を活用した利用受付の導入を計画します。

④施設使用料

受益者負担の原則と公平性・公正性の確保の観点から、市民の皆さんや利用者の理解と納得が得られるよう、合理的かつ適正な料金を設定します。

⑤職員配置

旧和田島自然の家は、利用者に対する職員の支援体制について好評をいただいております。新自然の家においても、野外活動に関する専門知識や、教育に関する資格等を所持する職員の配置を検討し、利用者への充実した活動支援を行うことが可能な体制の構築に取り組みます。

6. 管理運営手法について

様々な自然体験活動や地域独自のコンテンツを活かした施設の活用により、目指す姿の実現に向けて管理運営を行う必要があります。旧和田島自然の家は、市直営方式にて管理運営を行ってまいりましたが、新自然の家においては、新たな機能の付加や利用者層の拡大の取組等、これまでの運営とは大きく異なる点も多くあり、民間活力の導入について検討する必要があります。

管理運営手法について、市直営方式・指定管理者制度導入のメリット・デメリットを精査し、改めて方向性を定めることとします。なお、検討にあたっては新自然の家が、青少年教育施設及び地域の拠点施設として効果的に機能するため、次の点について考慮し、検討を進めます。

- (1) 市の社会教育施策の方向性や意図を正確に体现できる体制
- (2) 学校教育と連携したプログラムの提供や支援体制
- (3) 地域社会と連携し、地域の魅力発信や振興に寄与する取組の実施
- (4) 多様化するニーズに柔軟に対応ができる体制
- (5) 社会教育や野外体験活動に対する専門性を持つ人材の確保
- (6) 利用者に価値のある体験を提供するための研究、研修体制の確立

7. 事業スケジュール

事業スケジュールについて、下記のとおり予定しており、令和7年4月の供用開始に向け準備を進めてまいります。

内容 \ 年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
校舎改修			設計				工事					
土砂対策			詳細設計			工事						
旧自然の家解体			解体事前調査 解体設計			解体工事 用地返却						

議案第 2 7 号

令和 5 年度当初予算案について

令和 5 年度当初予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 5 年 2 月 3 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

1 当初予算の概要

別添資料のとおり

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 前年度予算額	内容等
教 育 課 教 務 課	地域学校協働活動推進 事業 (10-1-3)	106,422 (104,133)	(事業内容) 全中学校区での地域学校協働活動の実施 ・コミュニティ・スクールとの一体的な取組の推進 ・学校応援団活動の実施 ・放課後子ども教室の開催 ・学校と家庭・地域との連携・協働活動の普及、啓発 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 34,347
教 育 課 教 務 課	◎ スクールロイヤー活用 事業 (10-1-3)	660 (0)	(事業内容) 学校で発生する困難な課題の未然防止や早期解決 を図るため、法的観点から中立の立場で学校に助言 するスクールロイヤー(弁護士)制度を導入 ・対象 市立の小学校、中学校、高等学校
教 育 課 教 務 課	○ 高等学校改革推進事業 (市立高等学校改革検討 委員会委員) (高等学校改革推進 事業) (10-1-3)	1,943 (3,891)	(事業内容) 市立の高等学校における国際感覚を身に付けたグ ローカル人材の育成等、高等学校の魅力化・特色化 の推進 ◎・改革検討委員会の設置 ・全国の先進校への調査・視察 ◎・学校改革アドバイザー業務の実施
教 育 課 教 務 課 教 職 員 課	教員業務支援員 (スクール・サポート・ スタッフ)配置事業 (会計年度任用職員) (10-1-3) (10-4-1)	61,480 (62,170)	(事業内容) 印刷業務や配布物作成等、教員の業務を補助するこ とにより、子どもの指導等に注力できる環境を整える ための教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ) を配置 ・市内全校に1名ずつ配置 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 20,416
教 育 課 教 務 課 児 童 生 徒 支 援 課	スクールカウンセラー、 スクールソーシャル ワーカー活用事業 (会計年度任用職員) (10-1-3) (10-4-1)	106,686 (104,023)	(事業内容) 問題を抱える児童生徒に対する組織的な相談機能を 向上させるための心理・福祉の専門家の配置 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 35,657
教 育 課 教 務 課	両河内地区自然の家整備 事業 (10-5-7)	83,000 (57,343)	(事業内容) 旧和田島自然の家から旧清水西河内小学校への新 たな自然の家の移転整備事業 ・実施内容 旧和田島自然の家解体工事 ・スケジュール 令和5年度 旧和田島自然の家解体工事 令和5~6年度 学校土砂対策工事 令和5~6年度 学校改修工事 【特定財源】 市債 78,800

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 前年度予算額	内容等
教職員課	こころの教育支援事業 (会計年度任用職員) (10-1-3)	54,735 (54,651)	(事業内容) 1 いじめや不登校に対応する生徒指導主任などの授業を補完することを目的とした非常勤講師の配置 ・非常勤講師 24人工 2 養護教諭の不在時や、保健室登校の児童生徒への対応時などにおける保健室業務を補助するパート看護師の配置 ・パート看護師 6人
教職員課	しずおか教師塾事業 (10-1-3)	2,109 (2,127)	(事業内容) 小学校の教育的ニーズの多様性に応えることのできる情熱や使命感、教育観や倫理観をもった優れた人材を学校現場に投入 【特定財源】 諸収入 300
教職員課	複式学級への非常勤講師配置事業 (会計年度任用職員) (10-2-1)	45,054 (40,478)	(事業内容) 複式学級(2学年が在籍している学級)の国語・社会・算数・理科の授業を、1学年ごとに行うための非常勤講師の配置 ・小学校16校(34学級)
教職員課	静岡市型35人学級編制の完全実施事業 (一般職員) (10-2-1) (10-3-1)	80,000 (105,000)	(事業内容) 静岡市型35人以下学級編制の完全実施により、市内全小中学校で1人の教員が35人以下の児童生徒を担当する体制を確立 ・小学校8校(9学年) ・中学校6校(7学年)
教 育 施 設 課 教 育 セ ン タ ー	○ 小中一貫教育の推進事業 (校舎等改修事業) (10-3-4)	251,200 (172,400)	(事業内容) 施設一体型小中一貫校の整備 1 (仮称)蒲原小中 新校舎の基本設計・実施設計 ほか ・対象校 蒲原西小、蒲原東小、蒲原中 ◎2 藁科地域施設一体型小中一貫校の整備に係る調査 ほか ・対象校 中藁科小、中藁科小小布杉分校、水見色小、清沢小、藁科中 【特定財源】 国庫補助金(1/2、1/3) 19,352 市債 154,400
教 育 施 設 課	小中学校維持管理事業 (維持管理事業ほか) (10-2-1) (10-2-2) (10-3-1) (10-3-2)	2,634,938 (2,375,334)	(事業内容) 施設の維持管理及び教材教具等の購入 ・小学校83校 ・中学校43校 【特定財源】 手数料 36 国庫補助金(1/2) 800 諸収入 2,718 市債 36,000

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 前年度予算額	内容等
教 育 課 施 設 課	小中学校基幹設備等 改修事業 (維持管理事業ほか) (10-2-1) (10-2-3) (10-3-1) (10-3-4)	472,800 (278,700)	(事業内容) 小中学校の基幹設備の改修等 ・受変電設備工事 小学校(大里東小) ・給水設備設計及び工事 小学校(井宮小) 中学校2校(豊田中など) ・外壁打診点検及び修繕 小学校19校(井宮北小など) 中学校5校(東中など) 【特定財源】 繰入金 338,800 市債 120,400
教 育 課 施 設 課	小中学校校舎等補修 事業 (10-2-3) (10-3-4)	301,914 (356,212)	(事業内容) 校舎等の改修・補修 ・小学校83校 ・中学校43校 【特定財源】 繰入金 42,530 市債 197,500
学 校 課 教 育 課	外国人講師配置事業 (会計年度任用職員ほか) (10-1-3)	229,120 (233,505)	(事業内容) 外国語指導助手(ALT)の任用・配置 ・ALT 45人 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 18,159 諸収入 16,046
学 校 課 教 育 課	外国人児童・生徒指導 事業 (10-1-3)	13,252 (11,613)	(事業内容) 外国人児童生徒等への訪問及び通級による日本語 指導や適応相談等の実施 ・通級指導 年間35又は70時間 ・訪問指導 年間35又は70時間 ・適応相談 年間30回 ・多文化交流会 ・プレスクールの開催 ・教員及び指導員の指導力向上に向けた研修会 開催 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 4,417
学 校 課 教 育 課	学力アップサポート事業 (学力向上支援事業) (10-1-3)	5,470 (5,470)	(事業内容) 小学校に支援員を配置して個別に補充学習支援を 実施 ・支援員の配置 30校程度 ・民間学習塾と連携したテキスト作成 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 1,480

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 前年度予算額	内容等
学校教育課	○ 特別支援教育推進事業 (会計年度任用職員ほか) (10-1-3) (10-3-4)	279,463 (235,379)	(事業内容) 特別な支援を必要とする子どもへの支援員等の配置及び学校に対する巡回相談 ほか ・特別支援教育支援員 233人 ・自閉症・情緒障害学級における多学年指導 解消・緩和のための非常勤講師 9人 ・医療的ケア看護職員 8人 ◎・城内中学校エレベーター等の整備に伴う調査経費(地質調査・設計・発掘調査) 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 7,986 諸収入 250 市債 7,700
学校教育課	○ 部活動環境支援事業 (会計年度任用職員ほか) (10-1-3)	53,200 (51,829)	(事業内容) 部活動における技術的指導等を行う部活動指導員の配置 ・外部顧問の任用・配置 35人 ・外部指導員の選任・配置 105人 ○・新たな部活動システムの構築に向けた試行実施 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 17,456
学校教育課	英語を活用した コミュニケーション力向上 プロジェクト事業 (英語力向上プロジェクト 事業) (10-1-3)	26,408 (27,862)	(事業内容) 異なる文化の人々と自信を持ってコミュニケーションをとることができ、地元への愛情を持ちながら国際的に活躍できる子どもの育成 ・地域人材(GET)の活用 35時間/年 ・イングリッシュキャンプ ・イングリッシュカフェ 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 8,522 繰入金 240
児童生徒支援課	奨学金貸付事業 (10-1-2)	52,824 (67,524)	(事業内容) 優秀な人材の育英及び市の発展に資する優秀な人材の育成のために実施する学生又は生徒への学資貸付 【特定財源】 諸収入 27,676
児童生徒支援課	奨学金給付事業 (10-1-2)	5,750 (5,000)	(事業内容) 修学困難な学生・生徒に対する教育奨励費の給付 【特定財源】 財産収入 705 繰入金 5,045
児童生徒支援課	訪問教育相談員事業 (会計年度任用職員) (10-1-3)	25,364 (25,403)	(事業内容) 不登校児童生徒の家庭訪問及び児童生徒のニーズ、特性、状況にあった適応指導教室などの居場所へのマッチング等の支援を行うための訪問教育相談員の配置 ・中学校 12校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 8,454

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 前年度予算額	内容等
児童生徒 支援課	○ 教育相談員活用事業 (スクールカウンセリング 事業) (10-1-3)	25,600 (22,398)	(事業内容) 不登校の未然防止及び学校生活復帰に向けた相談 対応、別室(サポートルーム)での学習支援等を行う ための教育相談員の配置 ○・小学校16校(6校増) ・中学校35校 【特定財源】国庫補助金(1/3) 8,400
児童生徒 支援課	要・準要保護児童生徒 扶助事業 (10-2-2) (10-3-2)	338,648 (363,298)	(事業内容) 経済的理由により就学困難な要保護・準要保護世帯 への学用品費などの援助 【特定財源】国庫補助金(1/2) 2,042
学校 給食課	学校給食運営事業 (管理運営事業ほか) (10-6-8)	1,228,688 (1,181,673)	(事業内容) 学校給食センター10か所及び単独調理場21か所な どの管理及び運営 【特定財源】諸収入 1,371
学校 給食課	静岡を食べよう!おいしい 給食提供事業 (管理運営事業) (10-6-8)	79,200 (87,422)	(事業内容) 学校給食における地産地消及び食育の推進 ・市内産の食材を使用したメニューの提供
学校 給食課	学校給食施設・厨房設備 更新事業 (施設設備整備事業) (10-6-8)	60,750 (67,600)	(事業内容) 学校給食施設や調理施設の更新、修繕 ・厨房設備機器更新 ・学校給食施設修繕 【特定財源】市債 43,600
学校 給食課	◎ 清水地区学校給食 センター整備事業 (施設設備整備事業) (10-6-8)	23,100 (0)	(事業内容) 老朽化した学校給食施設を集約し、清水地区に新た な学校給食センターを整備 ・スケジュール 令和5年度 基礎調査 令和6年度 事業手法検討 令和7、8年度 事業者公募・選定・契約、設計 令和9、10年度 工事、準備 令和11年度 供用開始
学校 給食課	門屋学校給食センター PFI事業 (管理運営事業) (10-6-8)	543,898 (524,977)	(事業内容) PFI方式による門屋学校給食センターの運営 ・事業期間 平成30年度～令和14年度

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 前年度予算額	内容等
学校給食課	西島学校給食センター PFI事業 (管理運営事業) (10-6-8)	556,148 (551,079)	(事業内容) PFI方式による西島学校給食センターの運営 ・事業期間 平成22年度～令和6年度
教育センター	学校図書館教育推進 事業 (会計年度任用職員) (10-1-4)	91,322 (89,820)	(事業内容) 学校司書の配置と学校図書館研修の実施 ・学校司書 105校 ・学校図書館研修会 2回
教育センター	ICT教育環境整備事業 (教育機器設置事業) (10-2-2) (10-3-2)	219,420 (94,551)	(事業内容) 1人1台端末を活用した子どもたちの学びのための環境整備、児童生徒及び教員への支援 1 ICT支援員による支援 教員への授業支援、校内研修、環境整備支援 2 通信環境が整っていない家庭への支援 モバイルWi-Fiルーター等の無償貸与 3 学校の通信環境の改善 ・小学校 26校 ・中学校 9校 ほか
中央図書館	図書館管理運営事業 (管理運営事業ほか) (10-5-3)	517,525 (491,680)	(事業内容) 中央図書館(分館含む)ほか9図書館の管理運営及び図書等資料の整備 ・入館者数 1,475,000人 ・個人貸出点数 3,748,000点 ・図書資料購入予定 56,000冊 【特定財源】 諸収入 28,815
中央図書館	◎ 電子図書館整備事業 (管理運営事業ほか) (10-5-3)	5,270 (0)	(事業内容) 電子図書館の整備 ・従来の図書館電算システムに電子図書館機能を追加 ・電子書籍コンテンツの購入 一般市民向けコンテンツ 1,100点 児童書読み放題コンテンツ 150点 ・スケジュール 令和6年3月 運用開始 【特定財源】 国庫補助金(1/2) 2,634
中央図書館	図書館整備事業 (10-5-3)	217,570 (9,556)	(事業内容) 老朽化した藁科図書館の大規模改修 ・施設概要 藁科複合施設(図書館・生涯学習センター) 平成元年度築 延床面積 2,534.83㎡ ・スケジュール 令和5年度 工事 令和6年度 供用開始 【特定財源】 繰入金 21,000 市債 189,000

継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	仮称蒲原小中学校 改修費	50,000	令和 5 年度	40,000
				令和 6 年度	10,000

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小・中学校校務支援システム機器設置費	自 令和6年度 至 令和10年度	1,620,000千円 令和5年度に小・中学校校務支援システム賃貸借契約を締結し、その金額を令和6年度以降5年間で支払う。
図書館電算システム機器設置費	自 令和6年度 至 令和10年度	380,550千円 令和5年度に図書館電算システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和6年度以降5年間で支払う。

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和5年2月3日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市職員定数条例中、教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数の改正を行うにあたり、意見聴取をしようとするものである。

議案第 号

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 議会の事務部局の職員 22人
- (2) 市長の事務部局の職員 4,103人

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,443人

第2条第9号を次のように改める。

- (9) 企業職員 330人

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市職員定数条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 条例第26号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項（第252条の20第6項において準用する場合を含む。）及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び教育機関、人事委員会、農業委員会、消防並びに公営企業の事務部局等に勤務する一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）議会の事務部局の職員 <u>21人</u></p> <p>（2）市長の事務部局の職員 <u>4,082人</u></p>	<p>○静岡市職員定数条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 条例第26号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項（第252条の20第6項において準用する場合を含む。）及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び教育機関、人事委員会、農業委員会、消防並びに公営企業の事務部局等に勤務する一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）議会の事務部局の職員 <u>22人</u></p> <p>（2）市長の事務部局の職員 <u>4,103人</u></p>

(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 12人

(4) 監査委員の事務部局の職員 11人

(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,421人

(6) 人事委員会の事務部局の職員 11人

(7) 農業委員会の事務部局の職員 14人

(8) 消防職員 1,039人

(9) 企業職員 333人

(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 12人

(4) 監査委員の事務部局の職員 11人

(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,443人

(6) 人事委員会の事務部局の職員 11人

(7) 農業委員会の事務部局の職員 14人

(8) 消防職員 1,039人

(9) 企業職員 330人

静岡市教育委員会職員定数の改正について

	R4 条例定数 ①	R5 職員増減員			R5 条例定数 (①+④)
		増員 ②	減員 ③	増減の計④ (②+③)	
職員	407	4 ・ 情報教育支援業務（教育センター）に伴う増員 等	▲10 ・ 労務職（給食センター調理員等）の退職不補充 等	▲6	401
教職員	3,002	80 ・ 小学校英語専科指導教員の増員 ・ 共同学校事務室発足に係る増員 ・ 特別支援学級数の増加 等	▲52 ・ 児童生徒数減少に伴う通常学級数減少 等	28	3,030
併任者*1	12	—	—	—	12
計	3,421	84	▲62	22	3,443

*1 他局に配属されている指導主事は、任命権者である教育委員会の職員として計上

議案第29号

静岡市蒲原プール条例の一部改正について

静岡市蒲原プール条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 5年 2月 3日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- 1 内 容 新旧対照表のとおり
- 2 提案理由 静岡市立蒲原中学校プールの一般開放を終了することに伴い、所要の改正をするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第2巻 3417頁
------	-----	------------------

例規概要説明書（観光交流文化局スポーツ振興課）

1 例規の名称	静岡市蒲原プール条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>現在、蒲原地区の市営プールは、スポーツ振興課所管の蒲原プールと、教育施設課から夏休み期間のみ借り受けて市民に一般開放している、教育委員会所管の蒲原中学校プールの2施設である。</p> <p>当課では、①蒲原中学校プールの利用者数が低迷しており費用対効果が低いこと、②2つのプールの利用者数を1つのプールで賄えることを勘案し、令和5年度以降、蒲原中学校プールの一般開放を終了し、蒲原プールに集約することとした。</p> <p>しかし、現行の静岡市蒲原プール条例は、設置目的を「児童等に対する水泳のための施設を提供することにより、児童等の体育の振興を図るため」としており、中学生以上の利用を認めていないことから、蒲原地区における中学生以上の受け皿が確保できない。</p> <p>本市のスポーツ推進計画は、全ての市民にスポーツを楽しむ機会を提供するために、「市民一人1スポーツ」を目標としている。本計画に基づき、蒲原プールを誰もが利用できる施設とするため、本条例の設置目的に「市民のスポーツの振興」を加え、所要の条文の改正を行う。</p> <p>なお、本条例は、設置当初から「児童等の体育の振興」を設置目的としており、小プールの設置を含め、プール槽は児童等の利用に最適な規模となっている。したがって、引き続き本条例の主たる設置目的は「児童等の体育の振興」とする。</p>
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	<p>(1) 条例の設置目的に市民の健康増進を加えることとした。(第1条関係)</p> <p>(2) 条例の設置目的に市民のスポーツの振興を加えることとした。(第1条関係)</p> <p>(3) 利用者の範囲を削除することとした。(第4条関係)</p> <p>(4) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則)</p>
6 法的な検討事項	なし

7 関係する法令・条例等	なし
8 予算措置等 特記事項	なし

議案第 号

静岡市蒲原プール条例の一部改正について

静岡市蒲原プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市蒲原プール条例の一部を改正する条例

静岡市蒲原プール条例（平成17年静岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に対する水泳」を「の水泳及び市民の健康増進」に改め、「児童等の体育」の次に「及び市民のスポーツ」を加える。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第2号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市蒲原プール条例の一部を改正する条例

静岡市蒲原プール条例（平成17年12月15日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>○静岡市蒲原プール条例 平成17年12月15日 条例第182号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 静岡市は、<u>児童等に対する水泳</u>のための施設を提供することにより、<u>児童等の体育</u>の振興を図るため、次の施設を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="264 801 778 965"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡市蒲原プール</td> <td>静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用者の範囲)</p> <p><u>第4条 プールを利用することができる者は、小学校の児童及びこれに準ずる者並びに小学校の就学の始期に達していない者並びにこれらの付添人とする。ただし、教育委員会が必要であると認める者については、この限りでない。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(利用の不許可)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p><u>第8条</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</p> <p>(2) <u>第5条第2項</u>の規定による利用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会</p>	名称	位置	静岡市蒲原プール	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号	<p>○静岡市蒲原プール条例 平成17年12月15日 条例第182号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 静岡市は、<u>児童等の水泳及び市民の健康増進</u>のための施設を提供することにより、<u>児童等の体育及び市民のスポーツ</u>の振興を図るため、次の施設を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="810 801 1324 965"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡市蒲原プール</td> <td>静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 削除</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(利用の不許可)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p><u>第7条</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第4条第2項</u>の規定による利用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) (略)</p>	名称	位置	静岡市蒲原プール	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号
名称	位置								
静岡市蒲原プール	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号								
名称	位置								
静岡市蒲原プール	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号								

が必要があると認めるとき。 (損害賠償の義務) <u>第9条</u> (略) (委任) <u>第10条</u> (略)	(損害賠償の義務) <u>第8条</u> (略) (委任) <u>第9条</u> (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第30号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和5年2月3日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- 1 内 容 新旧対照表のとおり
- 2 提案理由 旧清水西河内小学校における「仮称：新自然の家」建設に伴い、所要の改正をするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第2巻 3335頁
------	-----	------------------

例規概要説明書（観光交流文化局スポーツ振興課）

1 例規の名称	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>令和4年3月に清水西河内小学校が閉校し、跡地は「仮称：新自然の家」として、令和7年4月の供用開始を予定している。令和5年度に旧清水西河内小学校において工事が開始される予定であり、夜間照明が使用できなくなるため、本条例別表第1中の清水西河内小学校グラウンド夜間照明施設を削除する改正を行う。</p> <p>静岡市立学校等体育施設利用規則第3条に規定する、当該地区の学校等体育施設利用運営協議会である西河内小学校施設利用運営協議会は、令和5年3月に解散し、利用者は近隣の学校を利用する予定である。</p>
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	(1) 別表第1（第2条関係）から清水西河内小学校グラウンド夜間照明施設を削除する。(第2条関係)
6 法的な検討事項	なし
7 関係する法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則 ・静岡市立学校等体育施設利用規則
8 予算措置等特記事項	なし

議案第 号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

清水中河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区中河内2583番地 地の1
清水西河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区西里143番地

を

」

「

清水中河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区中河内2583番地 地の1
---------------------	------------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後（案）
<p>○静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 平成15年4月1日 条例第126号</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設 の名称、位置及び照明規模は、別表第1のと おりとする。</p> <p>別表第1（第2条関係） 【別記1 参照】</p>	<p>○静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例 平成15年4月1日 条例第126号</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設 の名称、位置及び照明規模は、別表第1のと おりとする。</p> <p>別表第1（第2条関係） 【別記1 参照】</p>

【別記1】現行

名称	位置	照明規模
美和中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保口組3276番地の2	大型照明
西奈中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区東瀬名町14番1号	
藁科中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区大原1398番地の1	
籠上中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平和二丁目2番1号	
竜爪中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区瀬名七丁目31番40号	
麻機小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区有永町2番43号	
大里中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区中野新田57番地の5	
豊田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区豊田一丁目3番1号	
長田南中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区みずほ三丁目9番地の1	
城山中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区小坂二丁目33番地	
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市清水区蒲原49番地	
清水船越小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区船越三丁目15番1号	
清水小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区松井町15番1号	
清水三保第二小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区折戸五丁目8番2号	
清水辻小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区辻四丁目3番40号	
清水飯田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区八坂北一丁目23番40号	
清水高部小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区押切1115番地の2	

清水高部東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区押切1907番地	
清水庵原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区庵原町1723番地	
清水興津小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区興津中町350番地の1	
清水第一中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区宮代町5番55号	
清水第二中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区神田町4番57号	
清水第三中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三光町3番57号	
清水第四中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区村松683番地の1	
清水第五中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三保1720番地	
清水第六中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区天王西10番40号	
清水第七中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区草薙三丁目9番20号	
清水第八中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区追分四丁目2429番地	
清水飯田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区山原112番地の1	
清水袖師中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区西久保125番地の1	
清水興津中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区興津中町1478番地の10	
清水小島中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区但沼町271番地	
清水両河内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区和田島303番地	
由比中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比456番地	
駒形小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区南安倍二丁目1番1号	中型照明
伝馬町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区伝馬町14番地の2	

葵小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区城内町7番9号
田町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区田町五丁目70番地
井宮北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区上传馬2番1号
新通小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区駒形通二丁目4番47号
賤機中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区下1353番地の1
東中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区沓谷一丁目6番1号
西奈小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区瀬名三丁目23番1号
竜南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区竜南一丁目23番1号
服織小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥六丁目9番1号
末広中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区末広町41番地
千代田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区川合三丁目4番1号
西奈南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区南瀬名町1番20号
千代田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区沓谷五丁目47番地の1
松野小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松野598番地
大河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平野1850番地の3
服織中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥一丁目8番1号
玉川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区落合840番地
賤機北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区俵沢234番地の1
井川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区井川1561番地の3

城内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区駿府町1番107号
梅ヶ島中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区梅ヶ島1305番3地先
南藁科小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区吉津400番地
中藁科小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区大原942番地の1
安東中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分を除く。)	静岡市葵区安東三丁目13番1号
安東中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分に限る。)	静岡市葵区安東三丁目89番地
美和小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区遠藤新田69番地の3
横内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区緑町1番1号
大河内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平野1850番地の66
番町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区新富町一丁目23番地の1
賤機南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松富三丁目1番46号
城北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北安東四丁目27番3号
安東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安東三丁目16番1号
中島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中島2992番地の1
長田北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区向敷地890番地
大谷小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区大谷3683番地の2
東豊田中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分を除く。)	静岡市駿河区国吉田五丁目23番1号
東豊田中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分に限る。)	静岡市駿河区国吉田六丁目1518番地の2
川原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区下川原四丁目14番1号

南部小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区南八幡町11番1号
東豊田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区池田491番地の2
長田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区東新田三丁目10番1号
長田南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区広野四丁目7番1号
南中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区宮竹二丁目11番1号
南中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区宮竹二丁目172番地
中田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中田二丁目14番1号
長田西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区丸子六丁目15番65号
東源台小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区国吉田六丁目7番45号
久能小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区古宿213番地の2
大里西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中原400番地
富士見小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区登呂一丁目1番1号
大里中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区中野新田57番地の5
大里東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区高松2310番地
西豊田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区曲金二丁目8番80号
宮竹小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区宮竹二丁目12番1号
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市清水区蒲原49番地
蒲原東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原666番地
清水不二見小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区新緑町2番21号

清水庵原中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区原245番地	
清水有度第一小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区有度本町3番1号	
清水小河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区小河内2723番地	
由比小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比町屋原329番地	
清水江尻小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区江尻町14番63号	
清水入江小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区追分二丁目3番1号	
清水浜田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区浜田町11番1号	
清水岡小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区神田町4番3号	
清水駒越小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区駒越東町2番20号	
清水三保第一小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三保1069番地の1	
清水飯田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区下野中2番40号	
清水有度第二小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区草薙杉道三丁目19番1号	
清水袖師小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区袖師町420番地	
清水小島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区小島町619番地	
清水宍原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区宍原919番地	
静岡市特別支援教育センターグラウンド夜間照明施設	静岡市葵区一番町50番地	
水見色小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区水見色1040番地の3	小型照明
大川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区日向876番地	
北沼上小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北沼上1020番地	

清沢小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区相俣99番地の1
中藁科小学校小布杉分校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区小布杉1756番地の1
安西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安西一丁目96番地の3
賤機中小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区牛妻2095番地の2
峰山小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区黒俣2741番地の16
足久保小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保奥組741番地の1
蒲原西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原新田二丁目25番1号
由比北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比入山2158番地
清水中河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区中河内2583番地の1
<u>清水西河内小学校グラウンド夜間照明施設</u>	<u>静岡市清水区西里143番地</u>
清水和田島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区和田島611番地

改正後（案）

名称	位置	照明規模
美和中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保口組3276番地の2	大型照明
西奈中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区東瀬名町14番1号	
藁科中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区大原1398番地の1	
籠上中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平和二丁目2番1号	
竜爪中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区瀬名七丁目31番40号	

麻機小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区有永町2番43号
大里中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区中野新田57番地の5
豊田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区豊田一丁目3番1号
長田南中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区みずほ三丁目9番地の1
城山中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区小坂二丁目33番地
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市清水区蒲原49番地
清水船越小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区船越三丁目15番1号
清水小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区松井町15番1号
清水三保第二小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区折戸五丁目8番2号
清水辻小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区辻四丁目3番40号
清水飯田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区八坂北一丁目23番40号
清水高部小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区押切1115番地の2
清水高部東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区押切1907番地
清水庵原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区庵原町1723番地
清水興津小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区興津中町350番地の1
清水第一中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区宮代町5番55号
清水第二中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区神田町4番57号
清水第三中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三光町3番57号
清水第四中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区村松683番地の1

清水第五中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三保1720番地	
清水第六中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区天王西10番40号	
清水第七中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区草薙三丁目9番20号	
清水第八中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区追分四丁目2429番地	
清水飯田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区山原112番地の1	
清水袖師中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区西久保125番地の1	
清水興津中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区興津中町1478番地の10	
清水小島中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区但沼町271番地	
清水両河内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区和田島303番地	
由比中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比456番地	
駒形小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区南安倍二丁目1番1号	中型照明
伝馬町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区伝馬町14番地の2	
葵小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区城内町7番9号	
田町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区田町五丁目70番地	
井宮北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区上伝馬2番1号	
新通小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区駒形通二丁目4番47号	
賤機中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区下1353番地の1	
東中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区沓谷一丁目6番1号	
西奈小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区瀬名三丁目23番1号	

竜南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区竜南一丁目23番1号
服織小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥六丁目9番1号
末広中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区末広町41番地
千代田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区川合三丁目4番1号
西奈南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区南瀬名町1番20号
千代田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区沓谷五丁目47番地の1
松野小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松野598番地
大河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平野1850番地の3
服織中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥一丁目8番1号
玉川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区落合840番地
賤機北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区俵沢234番地の1
井川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区井川1561番地の3
城内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区駿府町1番107号
梅ヶ島中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区梅ヶ島1305番3地先
南藁科小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区吉津400番地
中藁科小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区大原942番地の1
安東中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分を除く。）	静岡市葵区安東三丁目13番1号
安東中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市葵区安東三丁目89番地
美和小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区遠藤新田69番地の3

横内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区緑町1番1号
大河内中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区平野1850番地の66
番町小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区新富町一丁目23番地の1
賤機南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区松富三丁目1番46号
城北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北安東四丁目27番3号
安東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安東三丁目16番1号
中島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中島2992番地の1
長田北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区向敷地890番地
大谷小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区大谷3683番地の2
東豊田中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分を除く。)	静岡市駿河区国吉田五丁目23番1号
東豊田中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分に限る。)	静岡市駿河区国吉田六丁目1518番地の2
川原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区下川原四丁目14番1号
南部小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区南八幡町11番1号
東豊田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区池田491番地の2
長田東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区東新田三丁目10番1号
長田南小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区広野四丁目7番1号
南中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分を除く。)	静岡市駿河区宮竹二丁目11番1号
南中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分に限る。)	静岡市駿河区宮竹二丁目172番地
中田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中田二丁目14番1号

長田西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区丸子六丁目15番65号
東源台小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区国吉田六丁目7番45号
久能小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区古宿213番地の2
大里西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区中原400番地
富士見小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区登呂一丁目1番1号
大里中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区中野新田57番地の5
大里東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区高松2310番地
西豊田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区曲金二丁目8番80号
宮竹小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区宮竹二丁目12番1号
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設（テニスコート部分に限る。）	静岡市清水区蒲原49番地
蒲原東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原666番地
清水不二見小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区新緑町2番21号
清水庵原中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区原245番地
清水有度第一小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区有度本町3番1号
清水小河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区小河内2723番地
由比小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比町屋原329番地
清水江尻小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区江尻町14番63号
清水入江小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区追分二丁目3番1号
清水浜田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区浜田町11番1号

清水岡小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区神田町4番3号	
清水駒越小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区駒越東町2番20号	
清水三保第一小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区三保1069番地の1	
清水飯田小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区下野中2番40号	
清水有度第二小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区草薙杉道三丁目19番1号	
清水袖師小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区袖師町420番地	
清水小島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区小島町619番地	
清水宍原小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区宍原919番地	
静岡市特別支援教育センターグラウンド夜間照明施設	静岡市葵区一番町50番地	
水見色小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区水見色1040番地の3	小型照明
大川中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区日向876番地	
北沼上小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北沼上1020番地	
清沢小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区相俣99番地の1	
中藁科小学校小布杉分校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区小布杉1756番地の1	
安西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安西一丁目96番地の3	
賤機中小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区牛妻2095番地の2	
峰山小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区黒俣2741番地の16	
足久保小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保奥組741番地の1	
蒲原西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原新田二丁目25番1号	

由比北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区由比入山2158番地
清水中河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区中河内2583番地の1
清水西河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区西里143番地
清水和田島小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区和田島611番地

議案第 31 号

静岡市博物館条例の一部改正について

静岡市博物館条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 5 年 2 月 3 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(観光交流文化局文化財課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)の改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)に伴い、静岡市博物館条例(平成 15 年静岡市条例第 275 号)について一部改正をしようとするものである。

博物館法改正に伴う静岡市博物館条例の一部改正の概要について
 (観光交流文化局文化財課・文化振興課)

博物館法の改正について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の改正が令和 5 年 4 月 1 日に施行される。

【法改正の趣旨・概要】

- 近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることから、法律の目的や博物館の登録要件等を見直すなどの規定を整備する。
- 博物館法における登録制度の間口を広げ、多様かつ高度な博物館ネットワークを効果的に形成する。

静岡市博物館条例について

静岡市博物館条例（平成 15 年静岡市条例第 275 号）

- 静岡市立登呂博物館、静岡市立芹沢銈介美術館の設置や運営などの必要事項を定めている。

法改正に伴う静岡市博物館条例の一部改正について

改正点その 1【静岡市博物館条例 第 1 条】

登呂博物館・芹沢銈介美術館の「設置」に関する条項

(改正前) 静岡市は、博物館法第 18 条の規定に基づき、博物館を設置する。

(改正後) 静岡市は、博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館を設置する。

【経緯】

- 改正により博物館法（旧法）の第 18 条「公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定める」が削除される（資料⑥-3 参照）。
- 静岡市博物館条例の第 1 条では、博物館法（旧法）第 18 条を設置根拠にしていたため、登呂博物館・芹沢銈介美術館は、博物館法に定める「博物館（登録博物館）」として同法の規定に則り管理・運営をしていくことから、同法で「博物館」を定義している第 2 条第 1 項（資料⑥-2 参照）を引用し、改正する。

改正点その 2【静岡市博物館条例 第 11 条】

「協議会」に関する条項

(改正前) 法第 20 条第 1 項の規定により、静岡市立登呂博物館に静岡市立登呂博物館協議会を、静岡市立芹沢銈介美術館に静岡市立芹沢銈介美術館協議会を置く。

(改正後) 法第 23 条第 1 項の規定により、静岡市立登呂博物館に静岡市立登呂博物館協議会を、静岡市立芹沢銈介美術館に静岡市立芹沢銈介美術館協議会を置く。

【経緯】

- 博物館法第 20 条が第 23 条に繰り下げられた（資料⑥-3 参照）ことから、引用する条番号の改正を行う。

これからの登呂博物館・芹沢銈介美術館のあり方

博物館・美術館運営をさらに深化させ価値を高めるとともに、その魅力を情報発信し、誘客に努めることで賑わいを創出し、地域の活性化をめざす。

○ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)

改正後

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
 - 第二章 登録(第十一条—第二十二條)
 - 第三章 公立博物館(第二十三條—第二十八條)
 - 第四章 私立博物館(第二十九條・第三十條)
 - 第五章 博物館に相当する施設(第三十一條)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)及び文化芸術基本法(平成十三年法律第四十八号)の精神に基づき、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律百十八号)による図書館を除く。)のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

改正前

目次

- 第一章 総則(第一条—第九条の二)
 - 第二章 登録(第十条—第十七條)
 - 第三章 公立博物館(第十八條—第二十六條)
 - 第四章 私立博物館(第二十七條・第二十八條)
 - 第五章 雜則(第二十九條)
- 附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基づき、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九條において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三章 公立博物館</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(博物館協議会) 第二十三条 (略)</p>	<p>第三章 公立博物館</p> <p>(設置)</p> <p>第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</p> <p>(所管)</p> <p>第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。）の所管に属する。</p> <p>(博物館協議会) 第二十条 (略)</p>

例規概要説明書

審査議案	第 号	静岡市例規集 3巻 6145頁
------	-----	-----------------

例規概要説明書（観光交流文化局文化財課・文化振興課）

1 例規の名称	静岡市博物館条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	博物館法（昭和26年法律第285号）の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）第1条において設置の根拠条項としている同法第18条（設置）が削除されるため、同条例の第1条を改正する必要がある。 また、同法の改正に伴い、同条例第11条（協議会）の根拠となる引用条項がずれるためこれを改正する必要がある。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	（1）静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館の設置について、根拠として引用した「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条」を削除し、法第2条に修正する。（条例第1条関係） （2）静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館の各協議会の設置根拠となる引用条項を改正後の条項に修正する。（条例第11条関係）
6 法的な検討事項	・今回の博物館法改正により公立博物館設置に関する条項（第18条）が削除される理由を確認し、さらに設置の目的、設置の根拠となる法律を検討した。
7 関係する法令・条例等	（1）博物館法第18条及び第20条 （2）静岡市博物館条例第1条及び第11条 （3）地方自治法第244条の2
8 予算措置等 特記事項	

議案第 号

静岡市博物館条例の一部改正について

静岡市博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市博物館条例の一部を改正する条例

静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき、」を「第2条第1項に規定する」に改める。

第11条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市博物館条例の一部を改正する条例

静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 静岡市は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第18条の規定に基づき</u>、博物館を設置する。</p> <p>(協議会)</p> <p>第11条 法第20条第1項の規定により、静岡市立登呂博物館に静岡市立登呂博物館協議会を、静岡市立芹沢銈介美術館に静岡市立芹沢銈介美術館協議会を置く。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 静岡市は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第2条第1項に規定する博物館</u>を設置する。</p> <p>(協議会)</p> <p>第11条 法第23条第1項の規定により、静岡市立登呂博物館に静岡市立登呂博物館協議会を、静岡市立芹沢銈介美術館に静岡市立芹沢銈介美術館協議会を置く。</p> <p>2～5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。